

取扱注意

G7 広島サミット消防特別警戒

現地警戒本部（首脳会議場）

警戒計画

G7 広島サミット消防・救急対策委員会

目 次

第1	目的	1
第2	用語の定義	1
第3	消防特別警戒の期間	1
第4	現地警戒本部等の設置場所等	1
1	現地警戒本部の設置場所	1
2	進駐拠点	1
第5	現地警戒本部（首脳会議場）の組織等	
1	組織	1
2	現地警戒本部長	2
3	構成消防本部	2
4	任務等	2
5	施設等	4
6	情報通信体制	4
第6	警防対策	4
1	首脳会議場警戒隊の指揮	4
2	出動体制等	4
3	災害事案覚知時の対応	4
4	首脳会議場警戒隊の活動内容	4
5	増強出動の要請	4
6	場外離着陸場の活用検討	4
7	「現地連絡室」における関係機関との連携等	4
第7	予防対策	5
第8	災害対応要領	5
1	首脳会議場における災害	5
2	首脳会議場以外の警戒区域内における災害	6
第9	勤務等	6
1	勤務交替及び資機材点検等	6
2	統括警戒本部への定時報告	6
3	警戒期間中のスケジュール	7
4	出退勤要領	7
5	服装	7
6	関係機関等の連絡先	7
第10	その他	7

<別表>

別表 「現地警戒本部（首脳会議場）警戒隊一覧」

<別図>

別図1 「進駐拠点位置図」

別図2 「施設外観」

別図3 「平面図（広島市南消防署水上出張所）」

別図4 「平面図（グランドプリンスホテル広島）」

別図5 「平面図（広島市出島福祉センター）」

別図6 「平面図（マツダ株式会社マツダ体育館）」

<別添>

別添1 「夜間勤務要領」

別添2 「首脳会議場警戒隊スケジュール」

別添3 「車両入退場要領（広島市南消防署水上出張所）」

別添4 「車両入退場要領（広島市出島福祉センター）」

別添5 「車両入退場要領（マツダ株式会社マツダ体育館）」

<参考>

参考1 グランドプリンスホテル広島対象物概要

参考2 出動経路（例）

第1 目的

首脳会議場における防火、防災対策を講じるとともに、災害発生時の初動対応、情報収集活動を行うために必要な事項を定め、災害発生の未然防止及び発生した災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

この計画における用語の定義は、「警防計画」、「予防計画」及び「G7 出動計画」に定めるところによる。

第3 消防特別警戒の期間

2023年5月16日（火）から5月22日（月）まで

第4 現地警戒本部の設置場所等

1 現地警戒本部の設置場所

広島市南消防署水上出張所（広島市南区宇品海岸二丁目 23 番 39 号）

2 進駐拠点

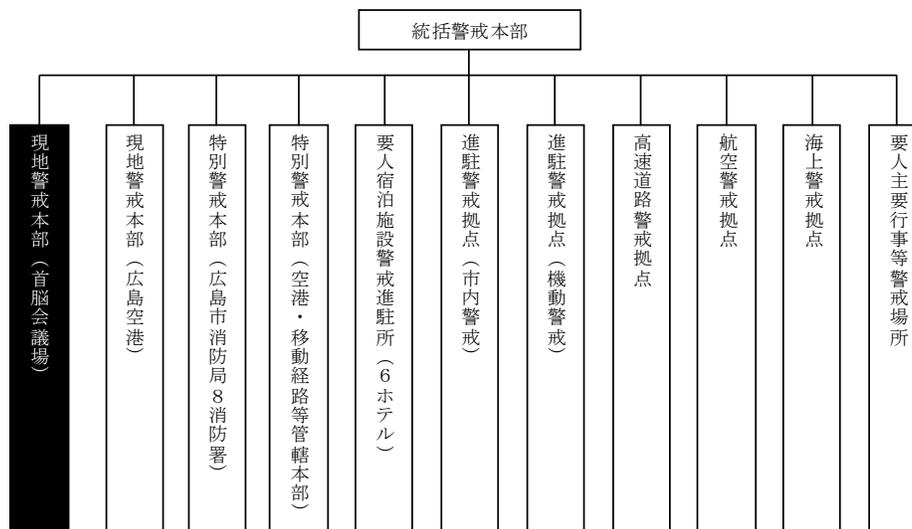
進駐拠点	住所
広島市南消防署水上出張所 (現地警戒本部)	広島市南区宇品海岸二丁目 23-39
グランドプリンスホテル広島 (首脳会議場)	広島市南区元宇品町 23-1
広島市出島福祉センター	広島市南区出島一丁目 32-1
マツダ株式会社マツダ体育館	広島市南区大州五丁目 11-1

※ 別図1「進駐拠点位置図」参照

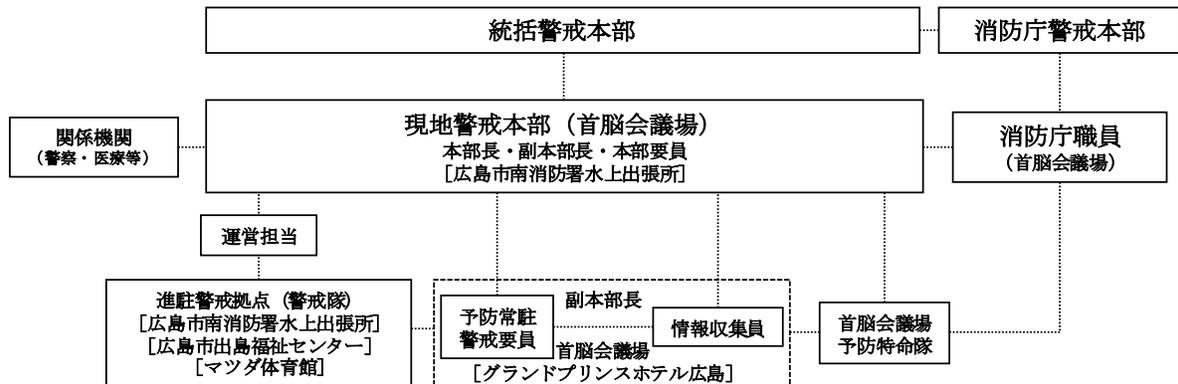
第5 現地警戒本部（首脳会議場）の組織等

1 組織

(1) 全体図



(2) 組織図



2 現地警戒本部長

現地警戒本部長（首脳会議場）は、広島市消防局救急担当部長とする。

3 構成消防本部

県名	消防本部名
広島県	広島市消防局、呉市消防局
岡山県	岡山市消防局、倉敷市消防局、津山圏域消防組合消防本部
福岡県	北九州市消防局

4 任務等

(1) 任務

- ア 現地警戒本部の運営
- イ 統括警戒本部への各種報告
- ウ 各本部等との連携
- エ 警戒隊及び予防常駐警戒要員（以下「予防要員」という。）の管理
- オ 場外離着陸場の活用検討
- カ 現地における災害発生時の対応
- キ 増強出動又は移動配備の要請検討
- ク 関係機関からの情報収集
- ケ 各種情報の整理
- コ 現地医療対策本部等との連絡調整
- サ 要人の移動及び滞在情報の収集
- シ 施設の火災予防
- ス その他特命事項

(2) 任務分担等

配置	人員数	人員数内訳				任務内容
		水上出張所	出島福祉センター	マツダ体育館	プリンスホテル	
本部長	1	1	—	—	—	1 現地警戒本部の統括管理 2 その他必要な事項
副本部長	2	1	—	—	1	1 現地警戒本部の統括管理補佐 2 首脳会議場に常駐する本部要員の統括管理 3 その他必要な事項
本部要員	3	3	—	—	—	1 要人の動向及び災害情報等の収集及び伝達 2 進駐場所の運営管理 3 警戒隊のスケジュール管理 4 統括警戒本部への各種報告（警防計画に示す「定時報告」及び「随時報告」等） 5 各種研修及び訓練の調整 6 人員及び機械の事故等に伴う部隊の再編成及び任務振替等の検討 7 その他必要な事項
消防庁	5					
調整担当	1	—	—	—	1	1 消防庁警戒本部との各種調整統括 2 その他必要な事項
救急調整担当	1	—	—	—	1	1 消防庁警戒本部との各種調整 2 その他必要な事項
調整担当補佐	1	—	—	—	1	1 消防庁警戒本部との各種調整 2 その他必要な事項
予防担当	1	—	—	—	1	1 消防庁警戒本部との各種調整 2 その他必要な事項
警防担当	1	1	—	—	—	1 消防庁警戒本部との各種調整 2 その他必要な事項
予防要員	・広島市消防局 (3名) ・廿日市市消防本部 (1名)	—	—	—	4	1 要人の動向及び災害情報等の収集及び伝達 2 統括警戒本部及び現地警戒本部への各種報告 3 首脳会議場における火災予防活動 4 首脳会議場における災害発生時の初動活動 5 その他必要な事項
首脳会議場 予防特命隊	福岡市消防局 (4名)	—	—	—	4	1 情報収集活動及び災害発生時等における管轄消防本部の各種支援活動 2 その他必要な事項
運営要員	責任者 管理員	4	—	1 1	1 1	1 進駐場所の運営管理 2 警戒隊のスケジュール管理 3 現地警戒本部への各種報告 4 警戒隊の事務引継ぎ時における進行及び必要事項の指示・伝達 5 その他必要な事項
警戒隊	39隊 140名	9隊 32名	14隊 52名	16隊 56名	—	1 警戒区域内で発生する災害の対応 2 その他必要な事項

※ 本部長、副本部長、消防庁統括調整担当、同救急調整担当及び運営要員（管理員）は日勤とし、その他の人員数は1当務当たり（隔日勤務）の人員数を指す。

- ※ 水上出張所の本部長及び副本部長が不在の場合は、同出張所に配置する本部要員のうち、階級上位者がその任務を代理する。
- ※ 上表のほか、グランドプリンスホテル広島（首脳会議場）においては、要人宿泊施設警戒進駐所警戒計画に示す責任者（1名。以下「責任者」という。）及び同施設警戒隊（警防隊・救急隊各3名）を配置する。

5 施設等

別図2～別図6（施設外観及び各施設平面図等）参照

6 情報通信体制

通常時及び災害発生時における情報通信体制は、「情報通信要領」に定めるところによる。

第6 警防対策

1 首脳会議場警戒隊の指揮

指揮者は、統括警戒本部長が指定する広島市消防局の指揮者とする。

2 出動体制等

出動体制及び警戒区域等に関する事項は、「G7出動計画」に定めるところによるものとし、出動指令に関する事項は、「出動指令要領」に定めるところによる。

3 災害事案覚知時の対応

「G7出動計画」に定める首脳会議場警戒区域において直接災害事案を覚知した場合は、速やかに119番通報を実施し、必要な通常配備隊の出動要請及び首脳会議場警戒隊に対する指令要求を行う。

4 首脳会議場警戒隊の活動内容

「NBC災害等消防活動要領」に定めるところによるほか、指揮者の指揮による。

5 増強出動の要請

災害の状況等により、首脳会議場警戒隊のみによる消防力では対応が困難と判断した場合、現地警戒本部長等は、統括警戒本部（作戦班）に対して必要な警戒隊等の出動又は移動配備等を要請するものとする。

6 場外離着陸場の活用検討

警戒区域内で発生した災害において、ヘリコプターによる活動が必要となる場合、現地警戒本部長等は、統括警戒本部及び現地医療対策本部と連携し、首脳会議場周辺における場外離着陸場（広島みなと公園、広島ヘリポート等）の活用について検討を行うものとする。

また、必要に応じて、ヘリコプター離着陸時の警戒に当たる通常配備隊と連携（必要な指示の伝達等）を図るものとする。

7 「現地連絡室」における関係機関との連携等

首脳会議場1階に設置される「現地連絡室」（以下「連絡室」という。）において、必要な情報収集等を実施するものとする。

(1) 消防機関の代表として連絡室に常駐する消防庁職員は、要人の動向、災害発生状況等について積極的に情報収集する。

(2) 連絡室において取得した情報は、速やかに首脳会議場に進駐する副本部長及び責任者に伝達するとともに、当該報告を受けた副本部長又は責任者は、同内容を現地警戒本部長に報告する。（※緊急の場合は、直接統括警戒本部長に報告する。）

- (3) 災害発生時又はその他不測の事態等が発生した場合、首脳会議場に進駐する副本部長及び責任者は、原則として連絡室に出向し、関係機関と必要な調整を図る。

第7 予防対策

「要人宿泊施設警戒進駐所警戒計画」における「第7 予防対策」に定めるところによる。

第8 災害対応要領

1 首脳会議場における災害

予防要員の活動は、「要人宿泊施設警戒進駐所警戒計画」における「第8 災害対応要領」によるものとし、その他の要員等の活動は、以下のとおりとする。

(1) 火災発生時

ア 警戒隊等

- (ア) G7出動計画に基づく首脳会議場警戒隊（初動対応指定隊）及び広島市出動計画に基づく通常配備隊が出動する。
- (イ) 首脳会議場警戒隊は、早期に火災現況及び要救助者の把握（特に要人の情報）を行うとともに、必要な初動活動を実施する。
- (ウ) 火災防ぎょ活動は、施設の消防用設備等を有効に活用する。
- (エ) 通常配備隊が現場到着後、首脳会議場警戒隊は、災害状況等を総合的に鑑みたとともに、現場を当該通常配備隊に引き継ぎ、速やかに進駐拠点に引揚げるとともに、サミット警戒体制を再構築する。
- (オ) 災害状況等の必要な情報は、逐次現地警戒本部へ報告する。

イ 首脳会議場に進駐する副本部長

- (ア) 災害情報及び要人の安否情報等の早期把握に努めるとともに、当該情報について、速やかに現地警戒本部へ報告する。なお、緊急の場合等の状況に応じて、直接統括警戒本部（作戦班）へ報告することができるものとする。
- (イ) 現地関係機関との連携・調整を図る。

ウ 現地警戒本部

- (ア) 災害情報及び要人の安否情報等の早期把握に努めるとともに、当該情報について、速やかに統括警戒本部（作戦班）へ報告する。
- (イ) 関係機関との連携・調整を図る。

エ 消防庁予防担当及び首脳会議場予防特命隊

前各号に掲げる各種情報収集活動を行うとともに、予防要員の活動支援を行う。

(2) NBC災害等発生時（異臭事案等を含む。）

ア 警戒隊

- (ア) 出動体制は、G7出動計画によるものとする。
- (イ) 早期に災害現況及び要救助者の把握（特に要人の情報）を行う。
- (ウ) 警戒隊の活動は、NBC災害等消防活動要領によるほか、指揮者の指揮による。
- (エ) 災害状況等の必要な情報は、逐次現地警戒本部に対して報告すること。

イ 首脳会議場に進駐する副本部長

前記(1)-イと同様の活動を行う。

ウ 現地警戒本部

- (ア) 災害情報及び要人の安否情報等の早期把握に努めるとともに、当該情報について、統括警戒本部（作戦班）へ報告する。
- (イ) 関係機関との連携・調整を図る。

エ 首脳会議場予防特命隊

前各号に掲げる各種情報収集活動を行うとともに、予防要員の活動支援を行う。

(3) 救急事案発生時

ア 警戒隊等

- (ア) G 7 出動計画に基づく首脳会議場警戒隊（初動対応指定隊）及び広島市出動計画に基づく通常配備隊が出動する。
 - (イ) 警戒隊等の活動は、救急活動要領によるものとする。
 - (ロ) 通常配備隊が現場到着後、首脳会議場警戒隊は、原則として現場を当該通常配備隊に引き継ぎ、速やかに進駐拠点に引揚げるとともに、サミット警戒体制を再構築する。
 - (ハ) 傷病者の状況等について、逐次現地警戒本部に対して報告する。
 - (ニ) 首脳会議場に常駐する現地医療対策本部各班と必要な連携*を図る。
- ※ 現地医療対策本部各班との連携は、全ての災害事案における傷病者発生時の共通事項とする。

イ 現地警戒本部

- (ア) 災害情報及び要人の安否情報の把握に努める。
- (イ) 現地医療対策本部が選定する病院情報及び医師の同乗に関する情報等の収集に努める。
- (ロ) 現地医療対策本部及び統括警戒本部（作戦班）への情報伝達を行う。

ウ 首脳会議場予防特命隊

前各号に掲げる各種情報収集活動を行うとともに、予防要員の活動支援を行う。

(4) その他の災害発生時

ア 現地警戒本部（首脳会議場に常駐する本部要員を含む。）及び首脳会議場予防特命隊原則、前各号に定める活動を行うほか、必要な初動活動等を行う。

イ 警戒隊等

首脳会議場警戒隊（初動対応指定隊）はG 7 出動計画、通常配備隊は広島市出動計画に基づきそれぞれ出動するとともに、災害実態に応じた活動を行う。

2 首脳会議場以外の警戒区域内における災害

予防要員、首脳会議場予防特命隊及び首脳会議場に進駐する副本部長は原則対応不要とし、警戒隊等及び現地警戒本部が実施する事項は、前記 1 に掲げる関係事項に準ずるものとする。

第9 勤務等

1 勤務交替及び資機材点検等

- (1) 隔日勤務者は、事務引継ぎを行った上で勤務交替する。
- (2) 前記(1)の事務引継ぎ内容は、要人等の移動状況、出動状況及び人員・機械の状況等とする。
- (3) 勤務開始後、首脳会議場警戒隊は、車両及び資機材の点検を行うとともに、資機材の員数確認を併せて行うものとする。
- (4) 勤務時間等は、「消防特別警戒共通事項」に定めるところによる。
- (5) 夜間勤務に関する事項は、別添 1 「夜間勤務要領」に定めるところによる。

2 統括警戒本部への定時報告

「警防計画」（「様式 1～5」等）に定めるところによる。

《様式 1》人員機械等報告書

《様式 2》警戒日誌

《様式 3》重要情報報告書

《様式 4》災害状況報告書（火災・その他）

《様式 5》災害出動結果報告書（火災・救急・その他）

- 3 警戒期間中のスケジュール
別添2のとおりとする。
- 4 出退勤要領
 - (1) 出勤時
各隊の隊長は、自隊全員の出勤を確認した上で、出勤受付場所において警戒員名簿に必要事項を記入するものとする。（※押印不要。）
 - (2) 退勤時
勤務時間終了後、随時退勤するものとする。
- 5 服装
「消防特別警戒共通事項」に定めるところによる。
- 6 関係機関等の連絡先
「統括警戒本部活動要領」に定めるところによる。

第10 その他

- 1 各拠点等における留意事項は、別に示す。
- 2 前記(1)のほか、本計画に定めのない事項については、「警防計画」及び「予防計画」等その他消防特別警戒に関する各種計画・要領等によるものとする。

現地警戒本部〔首脳会議場〕警戒隊一覧

【別表】



マツダ体育館					
中隊別	任務	車種	消防本部等	隊数	人数
指揮	救急担当指揮	指揮車	北九州市	1	3
救助	救助活動	救助工作車	岡山市	1	5
救助	救助活動	救助工作車	北九州市	1	5
除染	水源確保	ポンプ車	倉敷市	1	4
除染	除染活動 (大型テント搬送)	大型除染車	広島市	1	2
除染	除染活動 (大型除染班)	ポンプ車	岡山市	1	4
除染	除染活動 (大型除染班)	ポンプ車	岡山市	1	4
除染	除染活動 (大型除染班)	ポンプ車	北九州市	1	4
支援	支援活動	ポンプ車	倉敷市	1	4
支援	支援活動	ポンプ車	津山圏域	1	4
支援	支援活動	ポンプ車	津山圏域	1	4
支援	空気充填	空気充填車	岡山市	1	2
支援	資器材搬送	資器材搬送車	北九州市	1	2
救急	救急活動 (除染後トリアージ (救急課同乗))	救急車	広島市	1	3
救急	救急活動 (救護所運営)	救急車	呉市	1	3
救急	救急活動 (救護所運営)	救急車	倉敷市	1	3
合 計				16	56

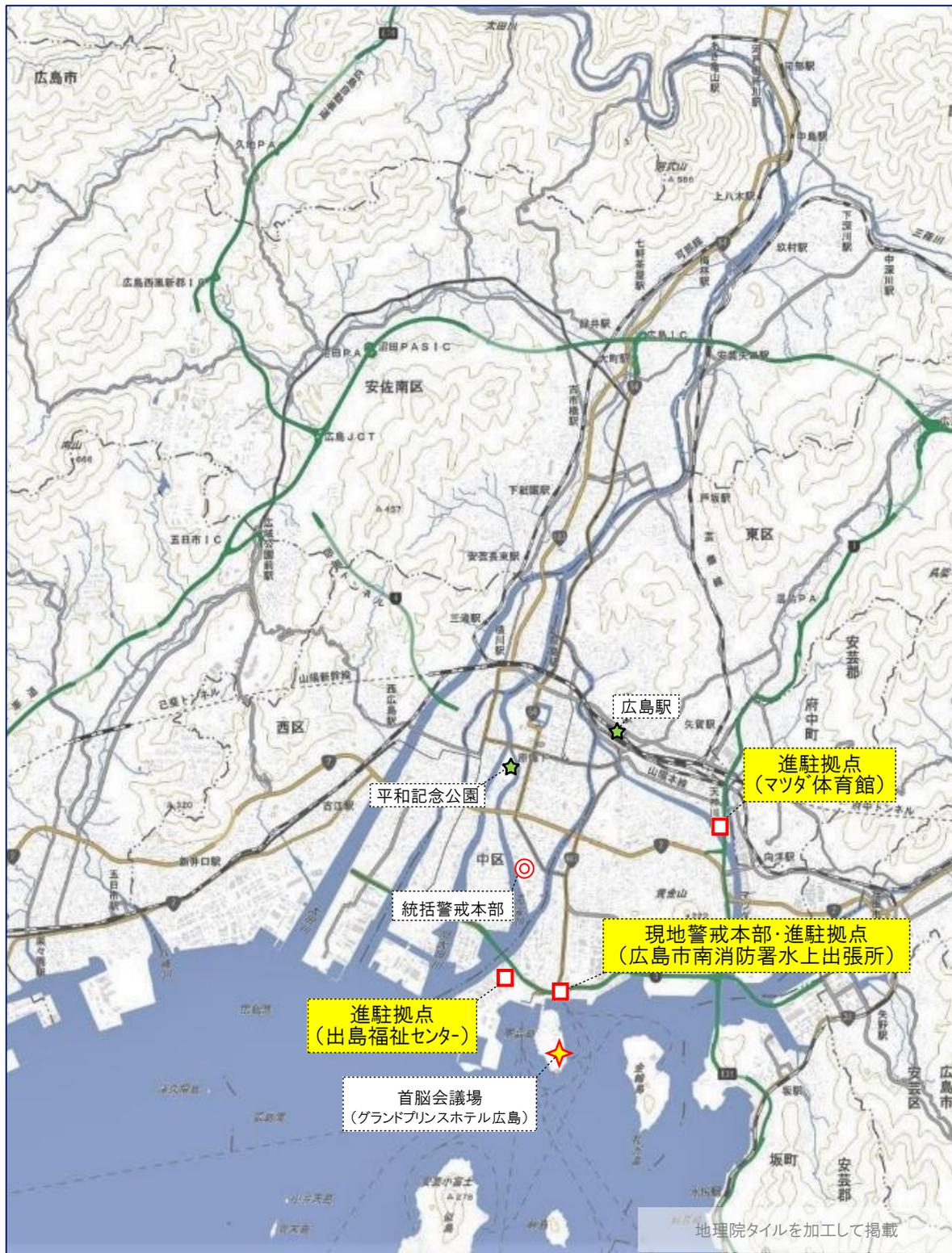
広島市出島福祉センター						初動対応		
中隊別	任務	車種	消防本部等	隊数	人数	毒劇	火災等	救急
指揮	支援担当指揮	指揮車	岡山市	1	3			
指揮	除染担当指揮	指揮車	広島市	1	3			
救助	救助活動	救助工作車	広島市	1	5			
救助	進入管理	資機材搬送車	広島市	1	3			
除染	緊急除染	ポンプ車	広島市	1	4			
除染	除染活動 (除染前トリアージ)	ポンプ車	広島市	1	4			
除染	除染活動 (除染前トリアージ)	ポンプ車	広島市	1	4			
除染	除染活動 (小テント搬送)	ポンプ車	広島市	1	4	○		
除染	除染活動 (小テント搬送)	ポンプ車	広島市	1	4			
除染	除染活動 (小テント搬送)	ポンプ車	広島市	1	4			
除染	除染活動 (小テント除染班)	ポンプ車	北九州市	1	4			
除染	除染活動 (小テント除染班)	ポンプ車	呉市	1	4			
除染	除染活動 (小テント除染班)	ポンプ車	呉市	1	4			
救急	救急活動 (搬送班)	人員輸送車	広島市	1	2			
合 計				14	52			

◎：要人が対象の救急事案

南消防署水上出張所 (現地警戒本部・部隊配置拠点)						初動対応		
中隊別	任務	車種	消防本部等	隊数	人数	毒劇	火災等	救急
指揮	指揮本部	指揮車	広島市	1	4	○	○	◎
指揮	特殊災害対応・救助担当指揮	指揮車	広島市	1	2	○		
救助	検知活動 (拡散防止)	救助工作車	広島市	1	5	○	○	◎
救助	検知活動 (拡散防止)	資機材搬送車	広島市	1	5	○		
除染	緊急除染	ポンプ車	広島市	1	4	○	○	
支援	分析活動	特殊災害対応車	広島市	1	2	○		
支援	支援活動	ポンプ車	広島市	1	4	○	○	
救急	救急活動 (搬送班)	救急車	広島市	1	3	○	○	○
救急	救急活動 (搬送班)	救急車	広島市	1	3			
合 計				9	32			

◎：要人が対象の救急事案

進駐拠点位置図



施設外観

1 広島市南消防署水上出張所（現地警戒本部）



2 グランドプリンスホテル広島（首脳会議場）



3 広島市出島福祉センター

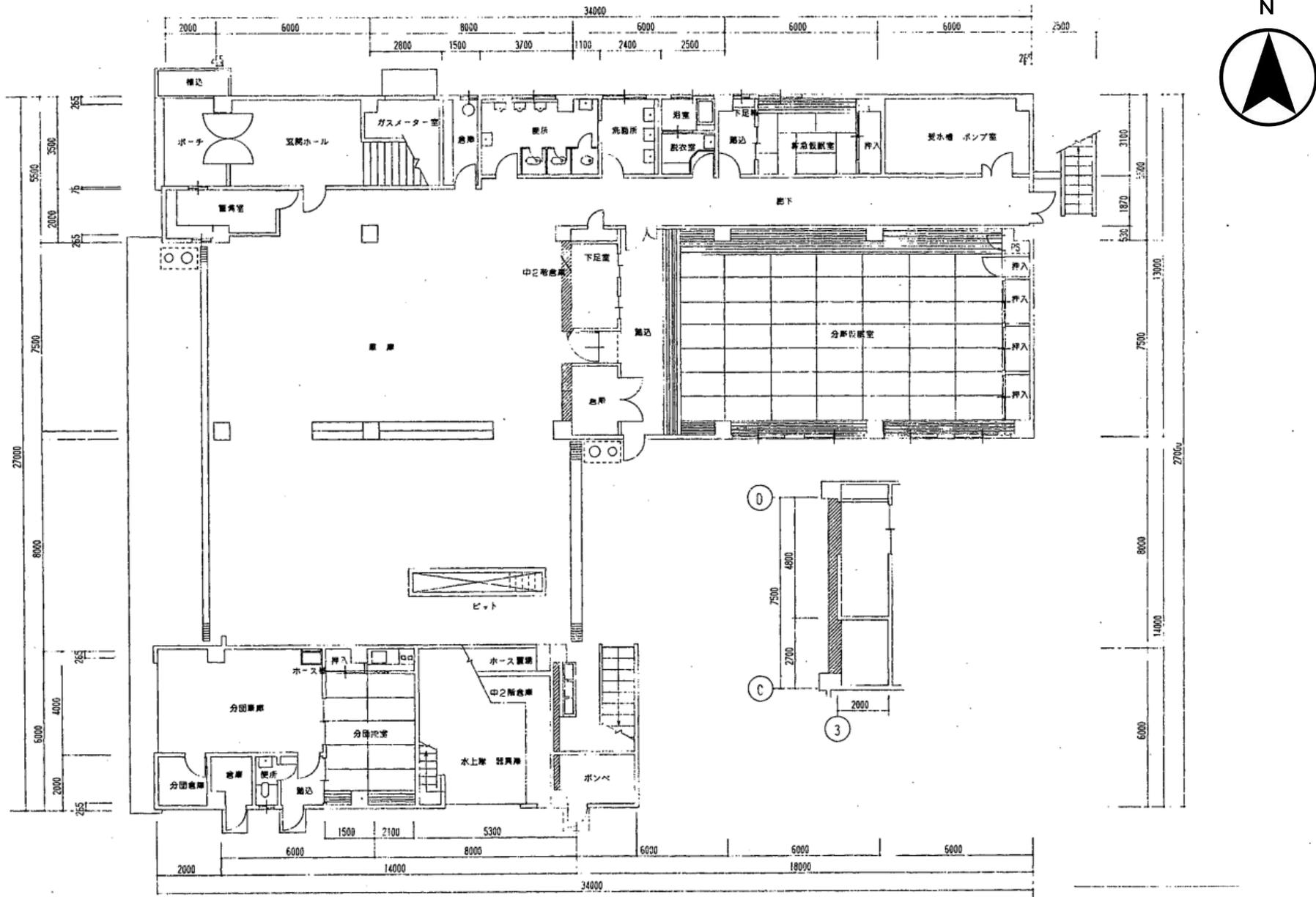


4 マツダ株式会社マツダ体育館



広島市南消防署水上出張所 平面図 (1階)

別図 3

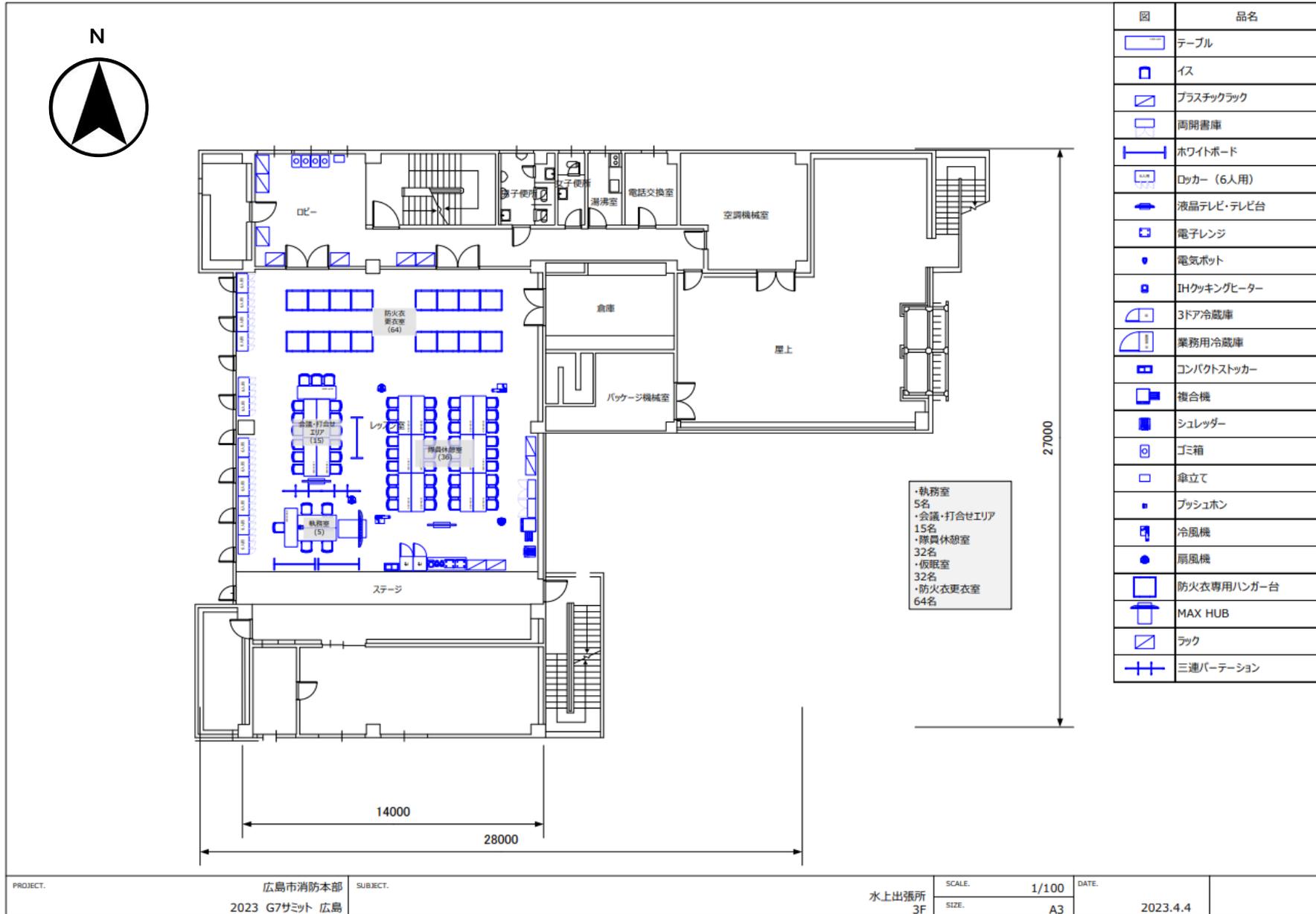


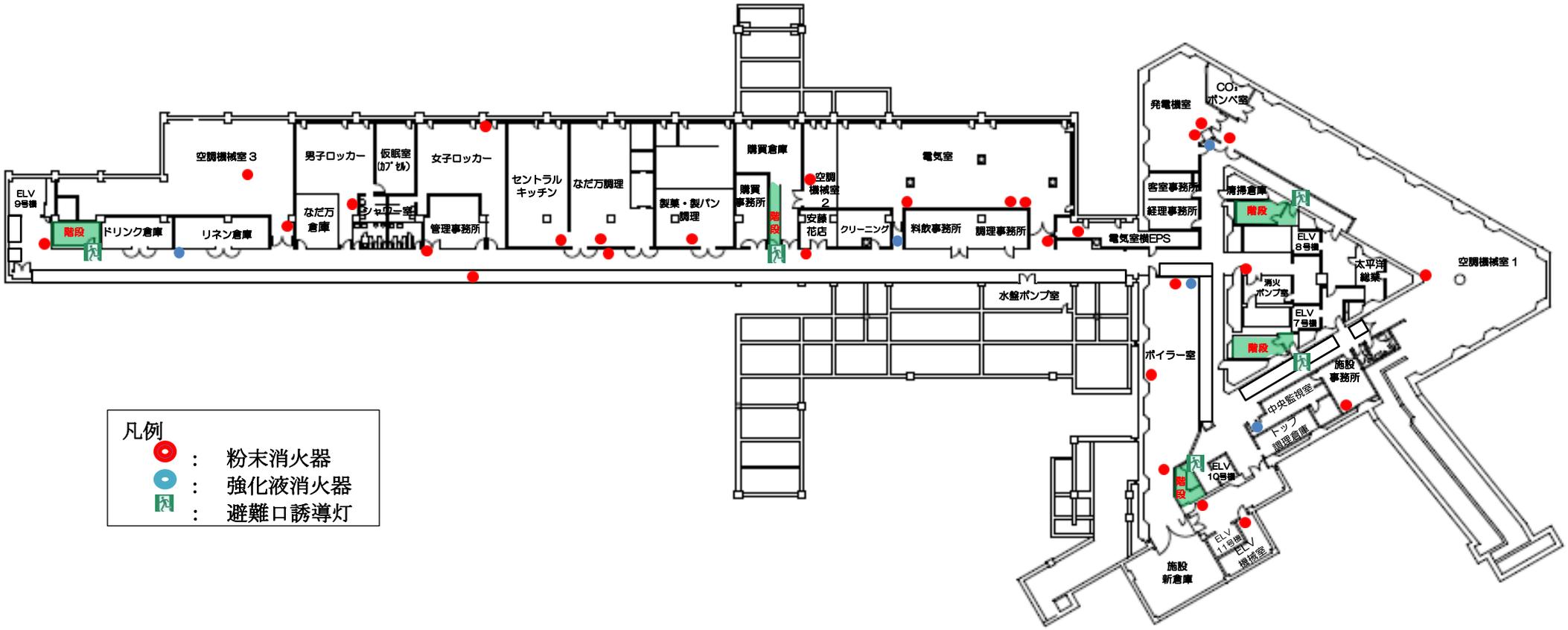
広島市南消防署水上出張所 平面図 (2階)

別図 3



広島市南消防署水上出張所 平面図 (3階)



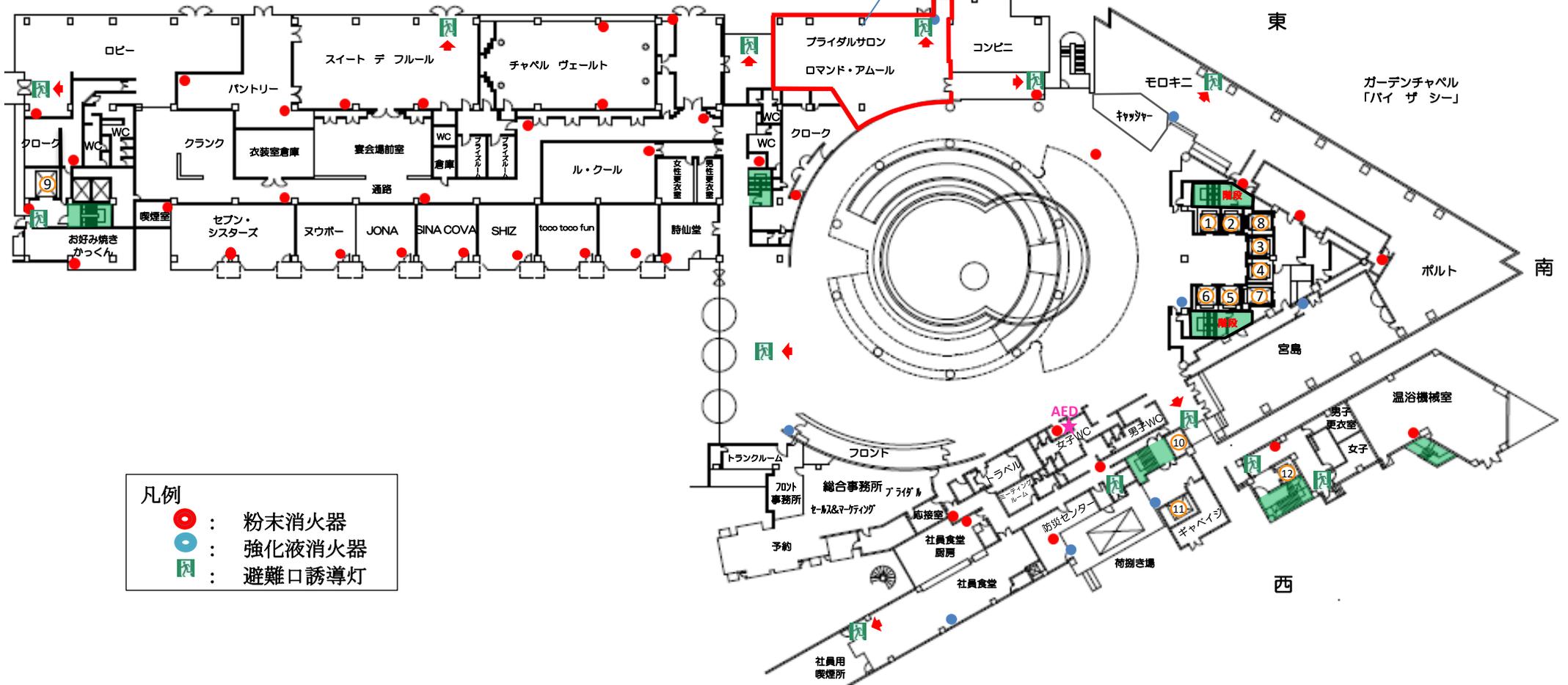


- 凡例
-  : 粉末消火器
 -  : 強化液消火器
 -  : 避難口誘導灯

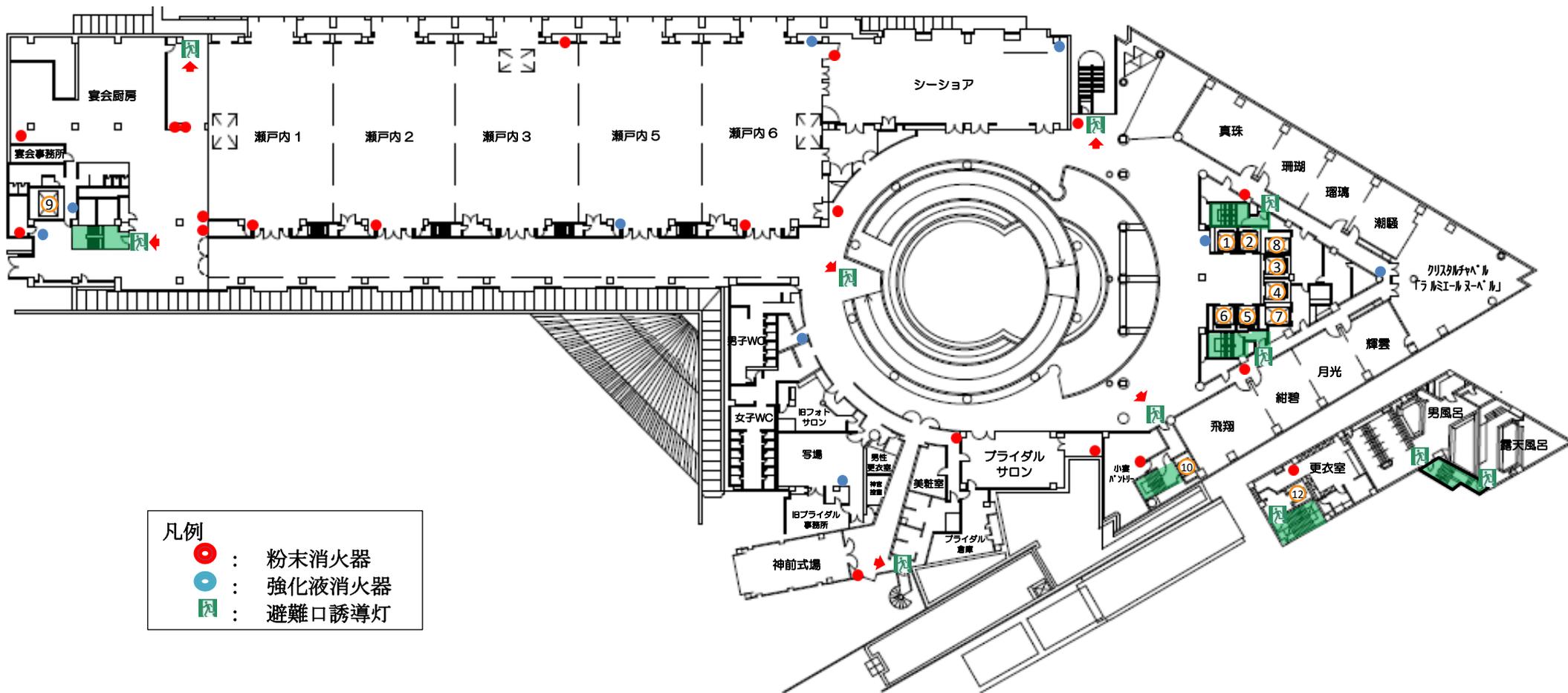
B1F

現地連絡室

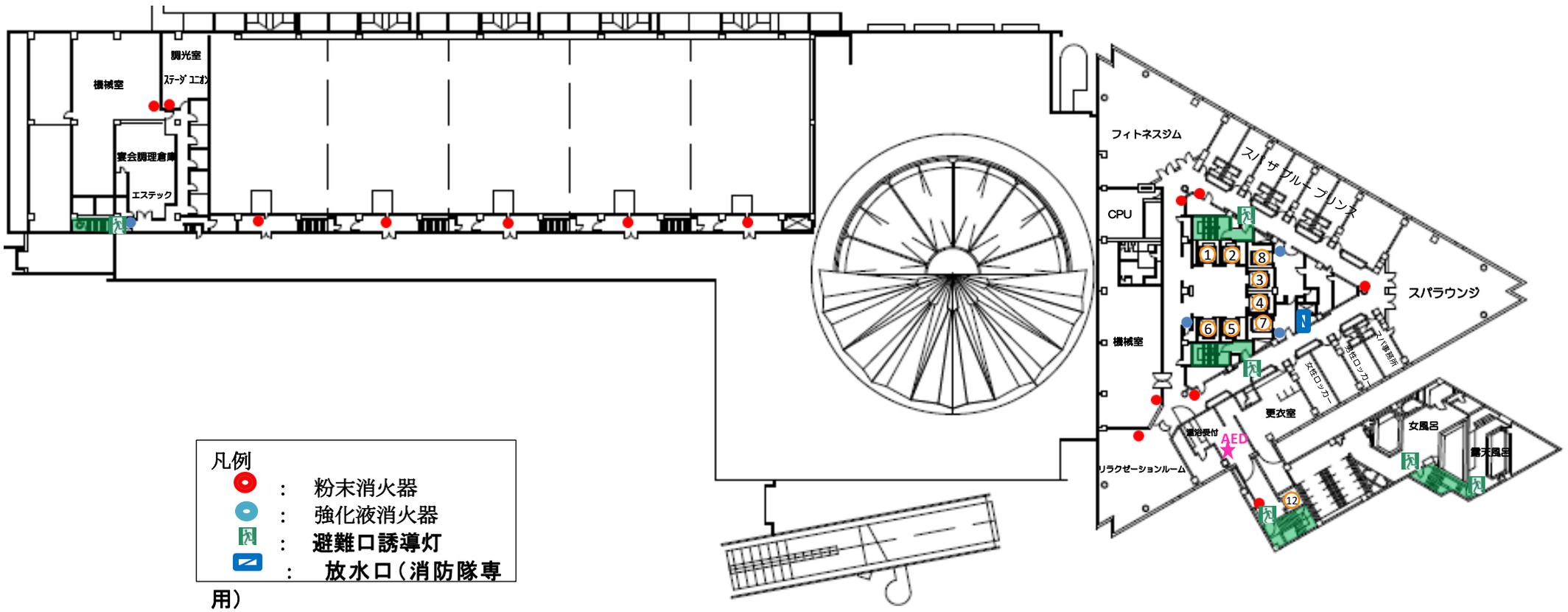
外務省を含む関係省庁等のリエゾン（連絡要員）が常駐

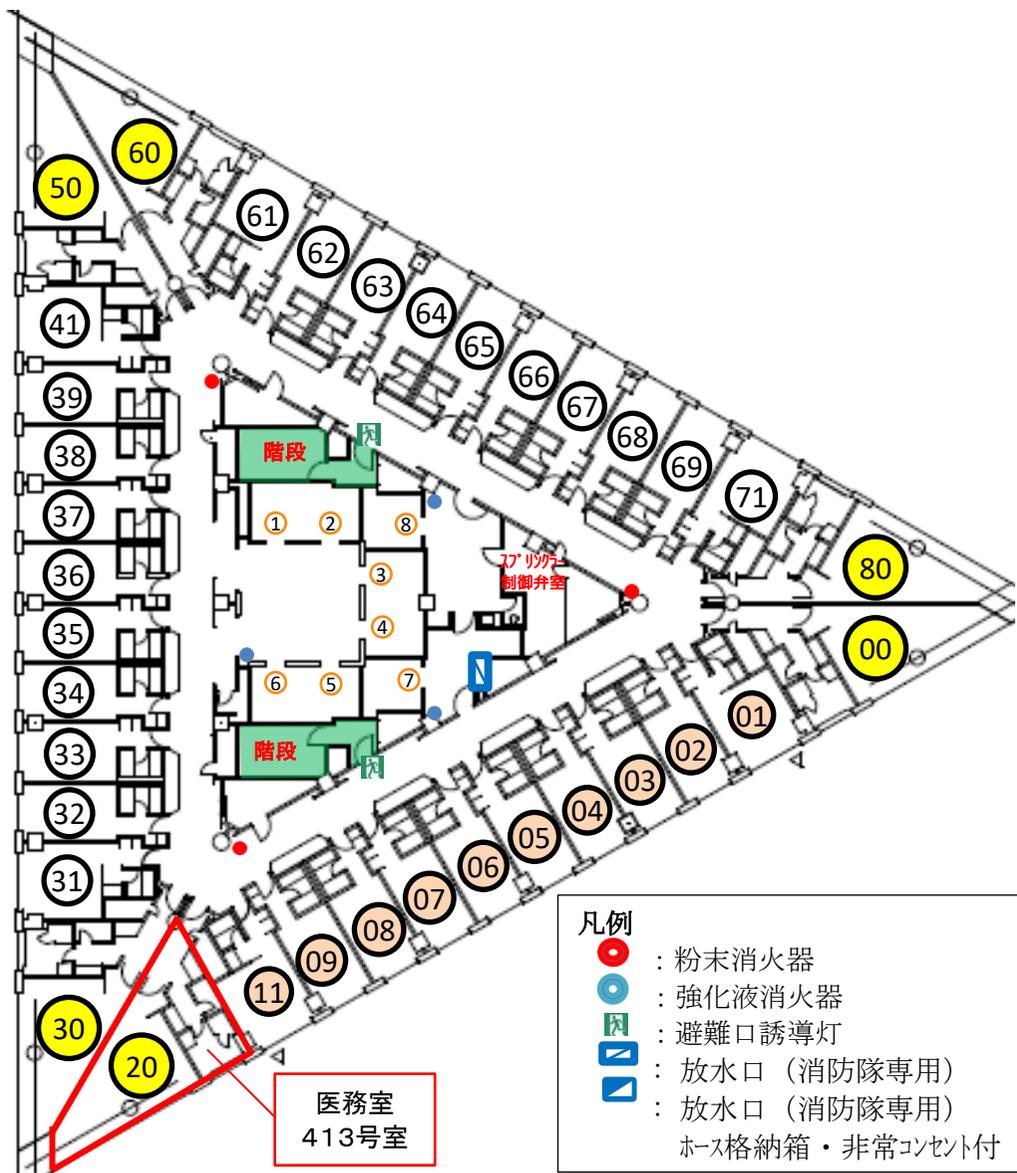


- 凡例
- : 粉末消火器
 - : 強化液消火器
 - : 避難口誘導灯

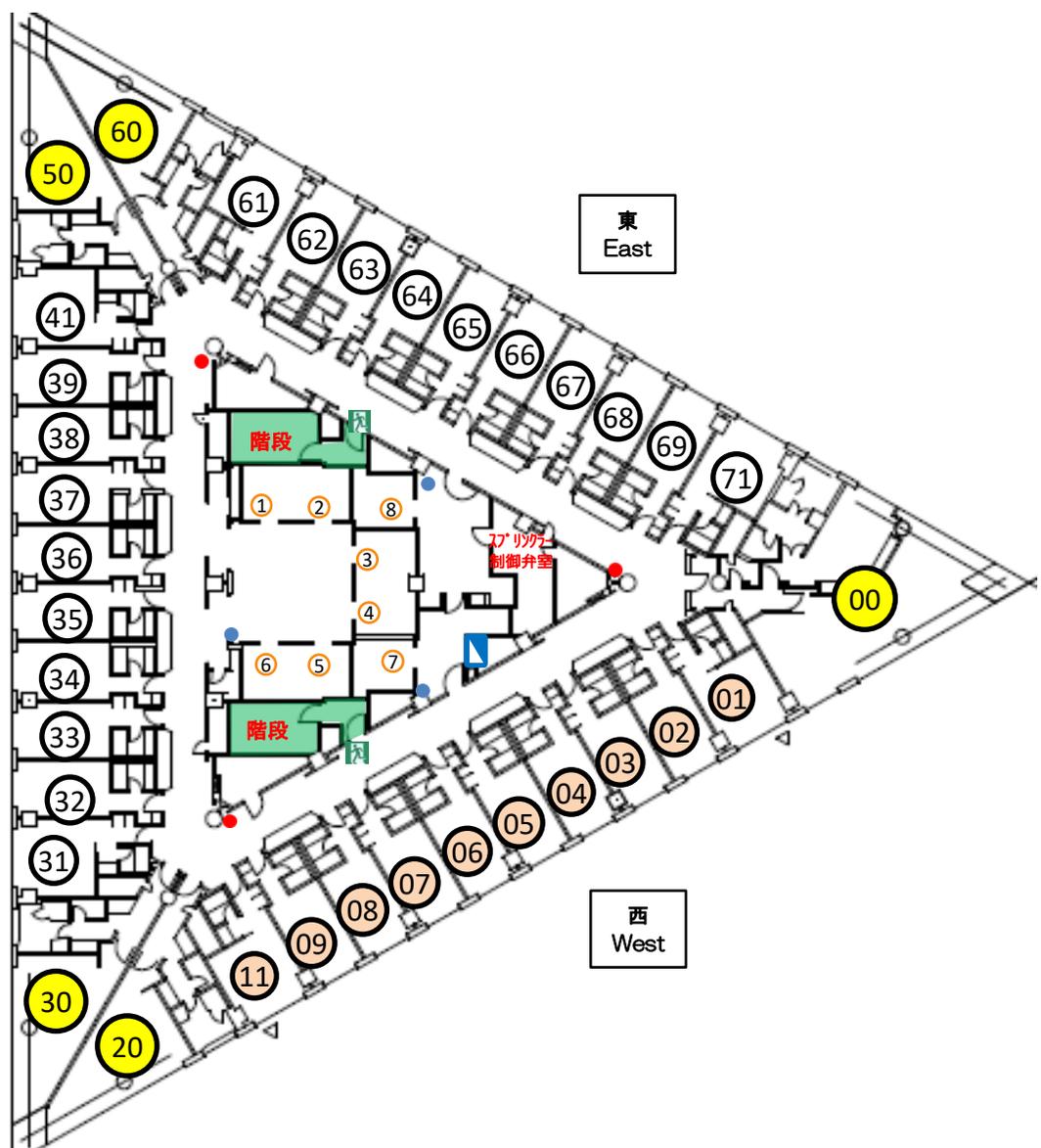


- 凡例
- : 粉末消火器
 - : 強化液消火器
 - : 避難口誘導灯

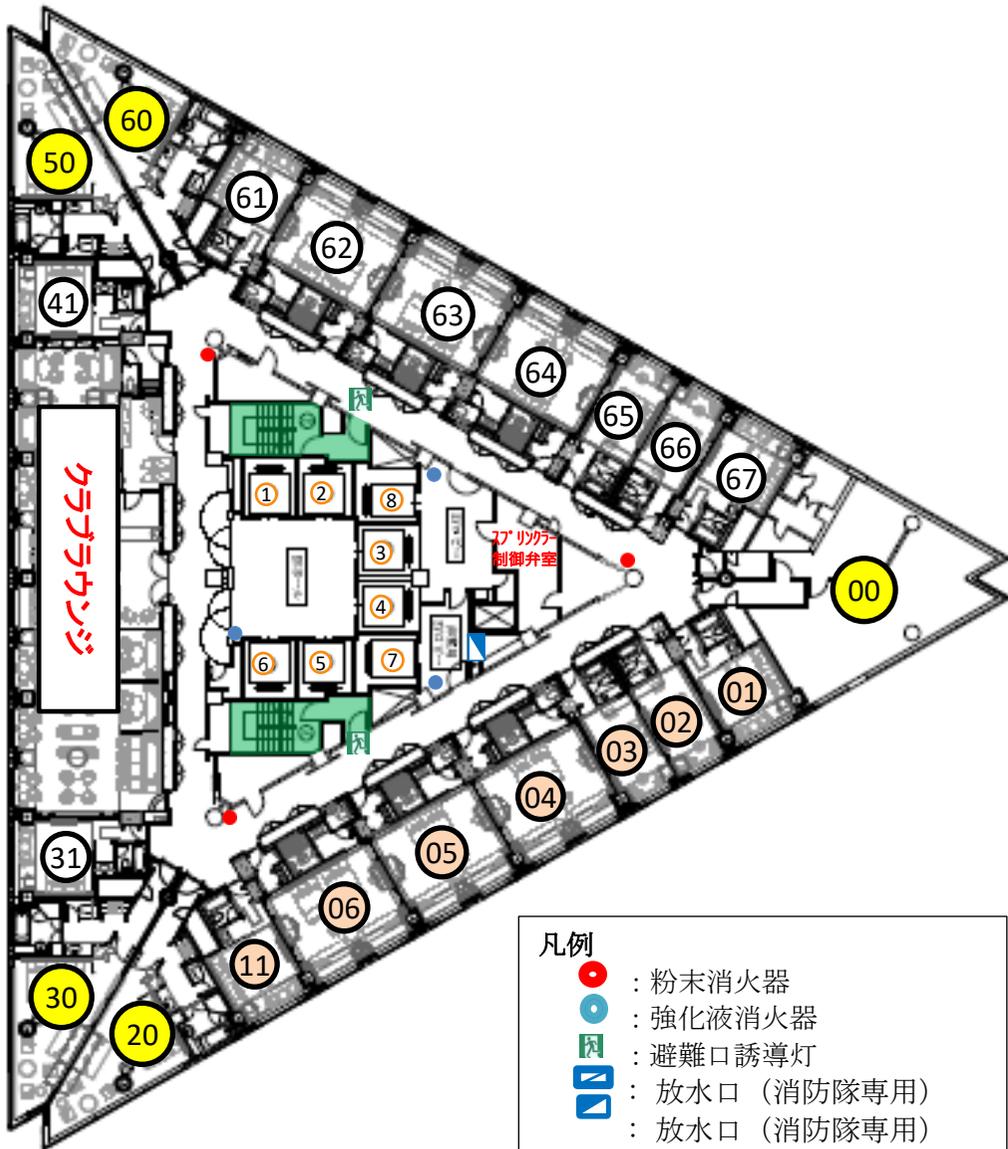




4~10F

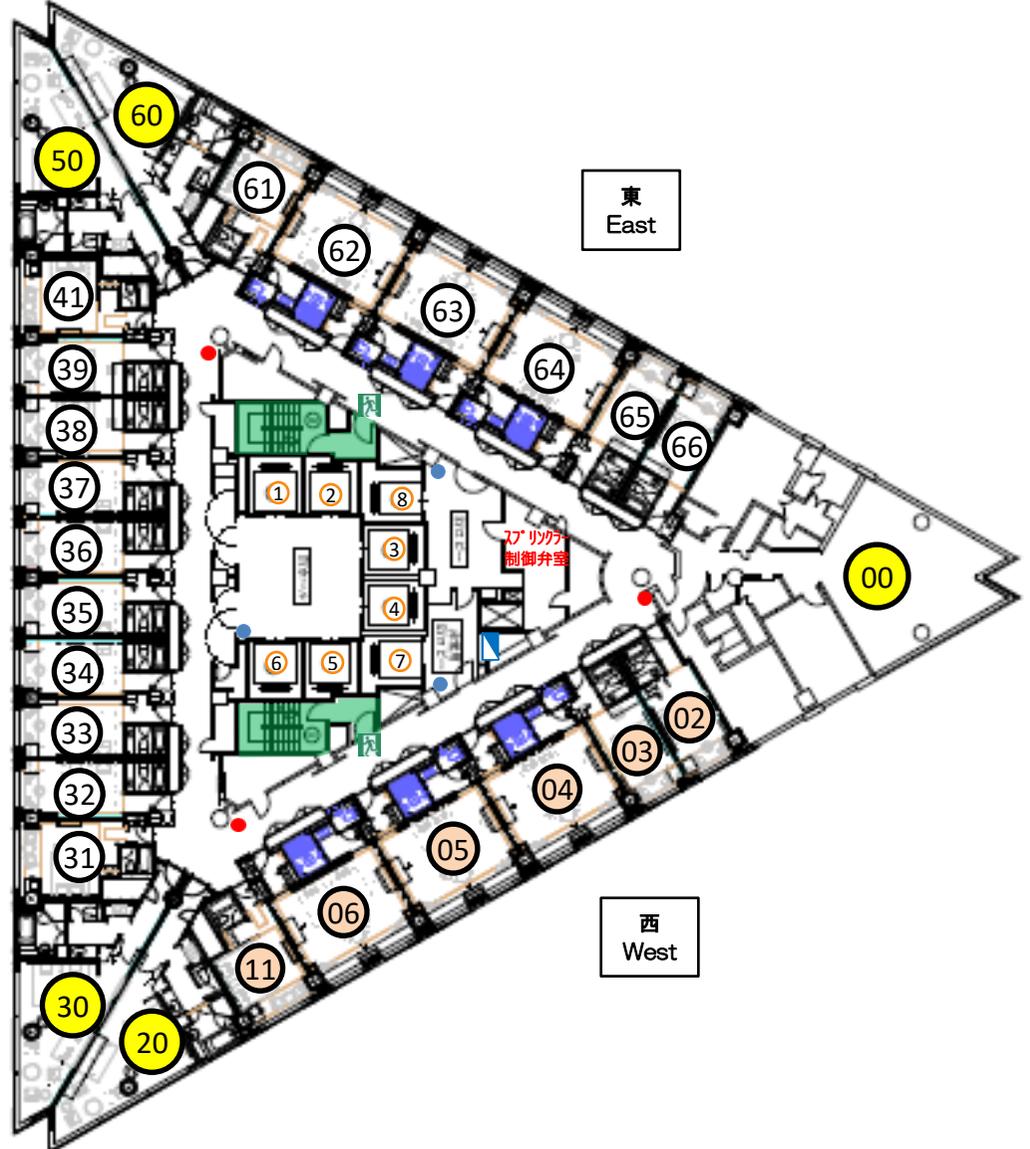


11~17F



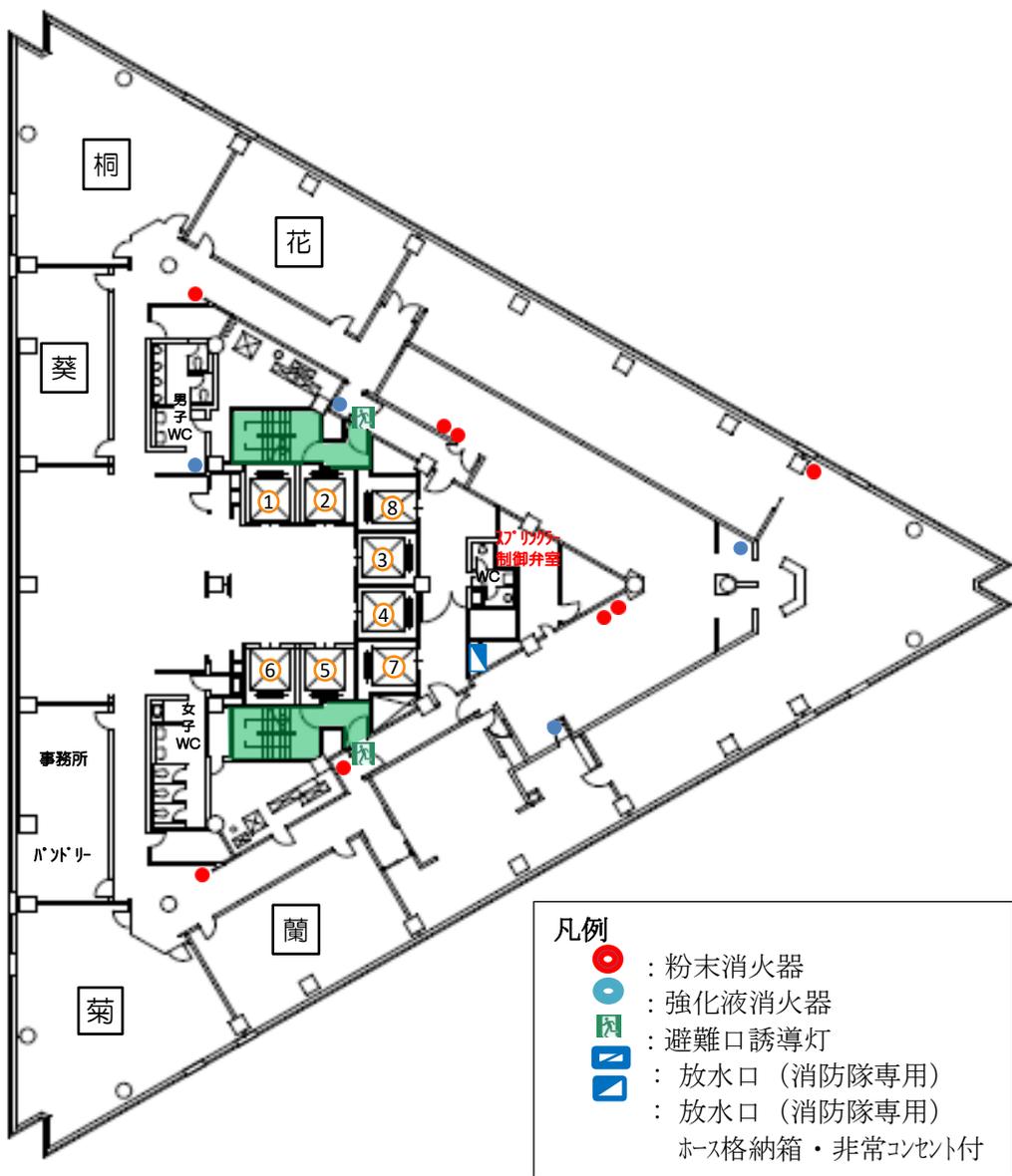
- 凡例
- : 粉末消火器
 - : 強化液消火器
 - : 避難口誘導灯
 - : 放水口 (消防隊専用)
 - : 放水口 (消防隊専用)
 - ホース格納箱・非常コンセント付

18F



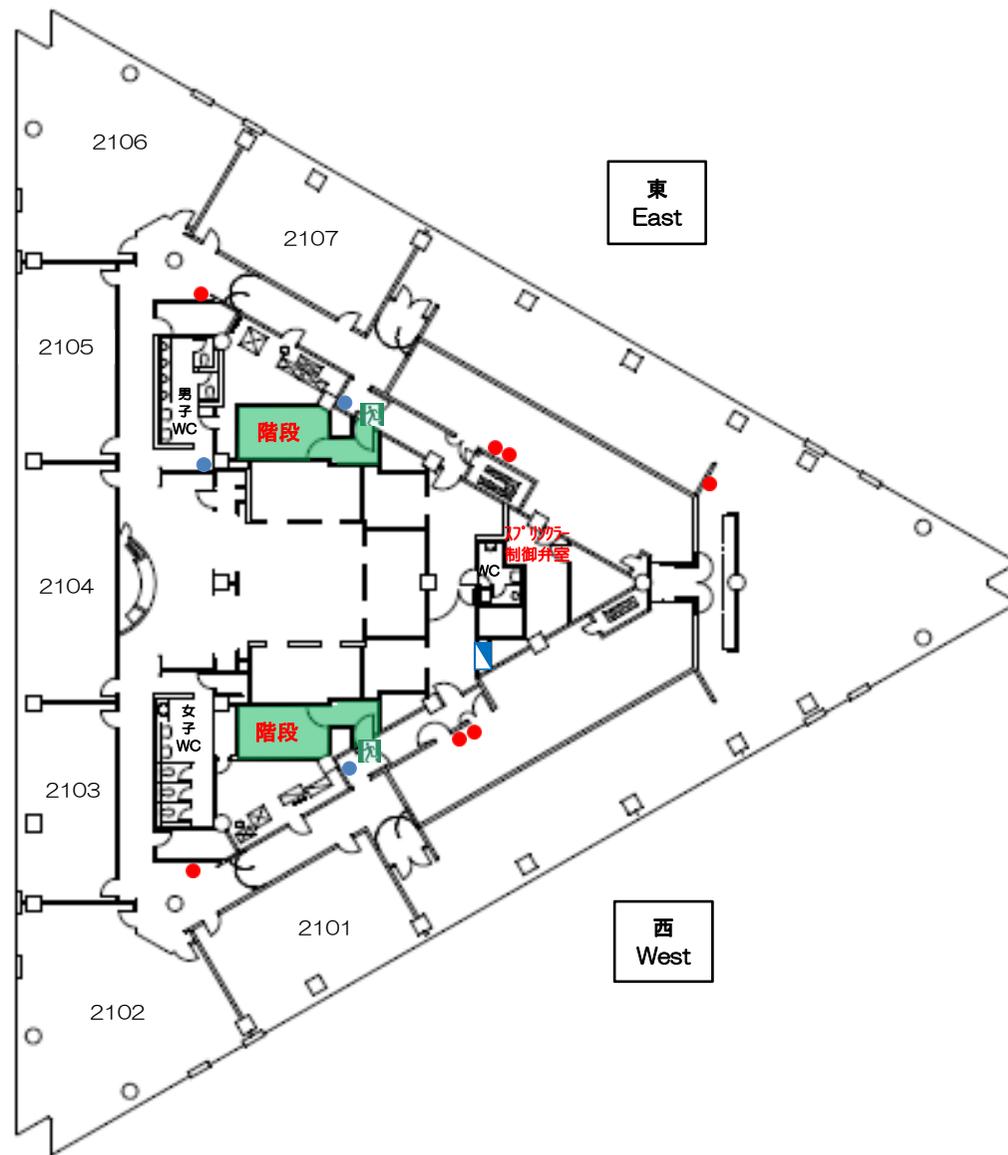
19F

20階に「外務省現地ロジ連絡室」が設置



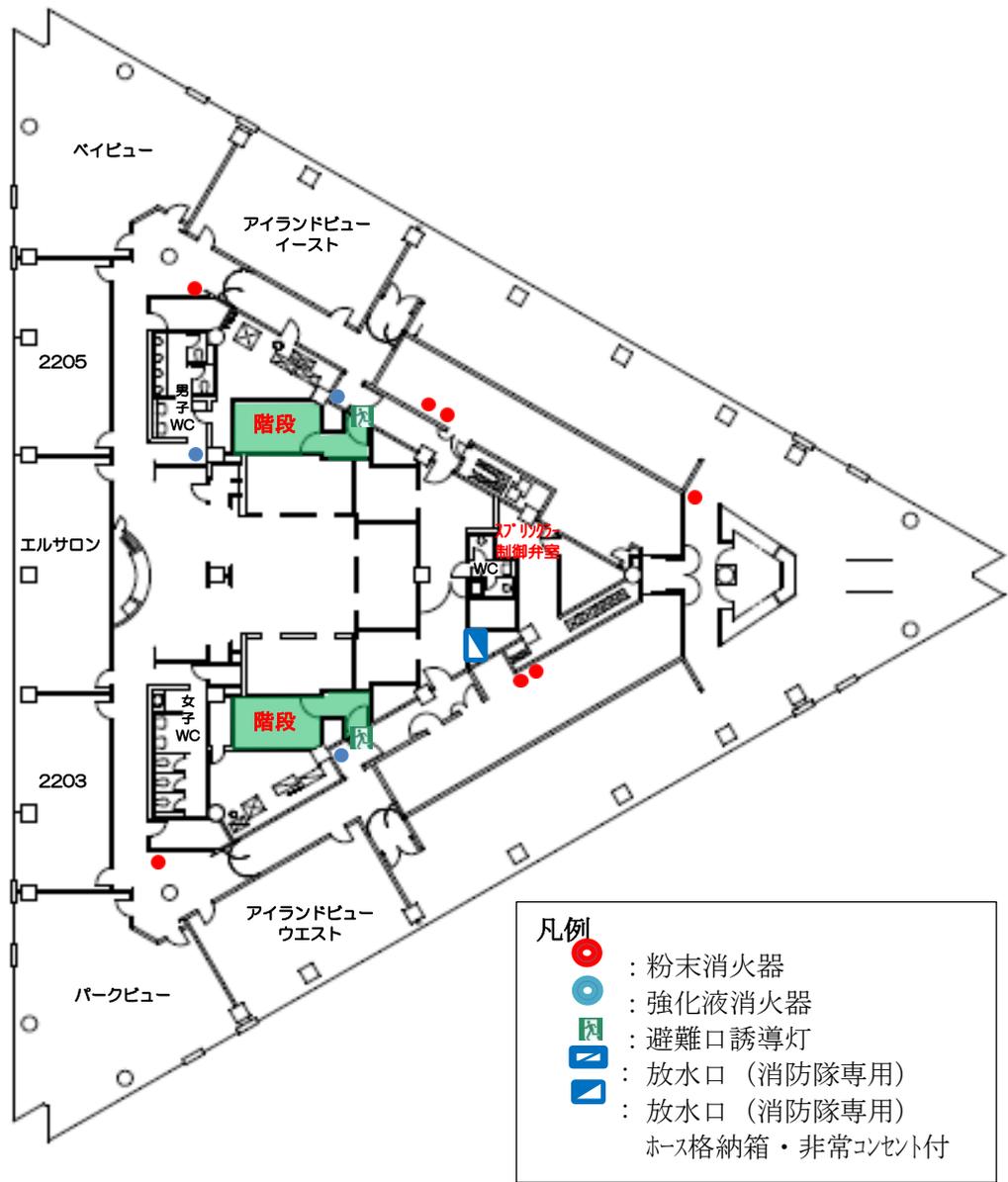
20F

(なだ万)



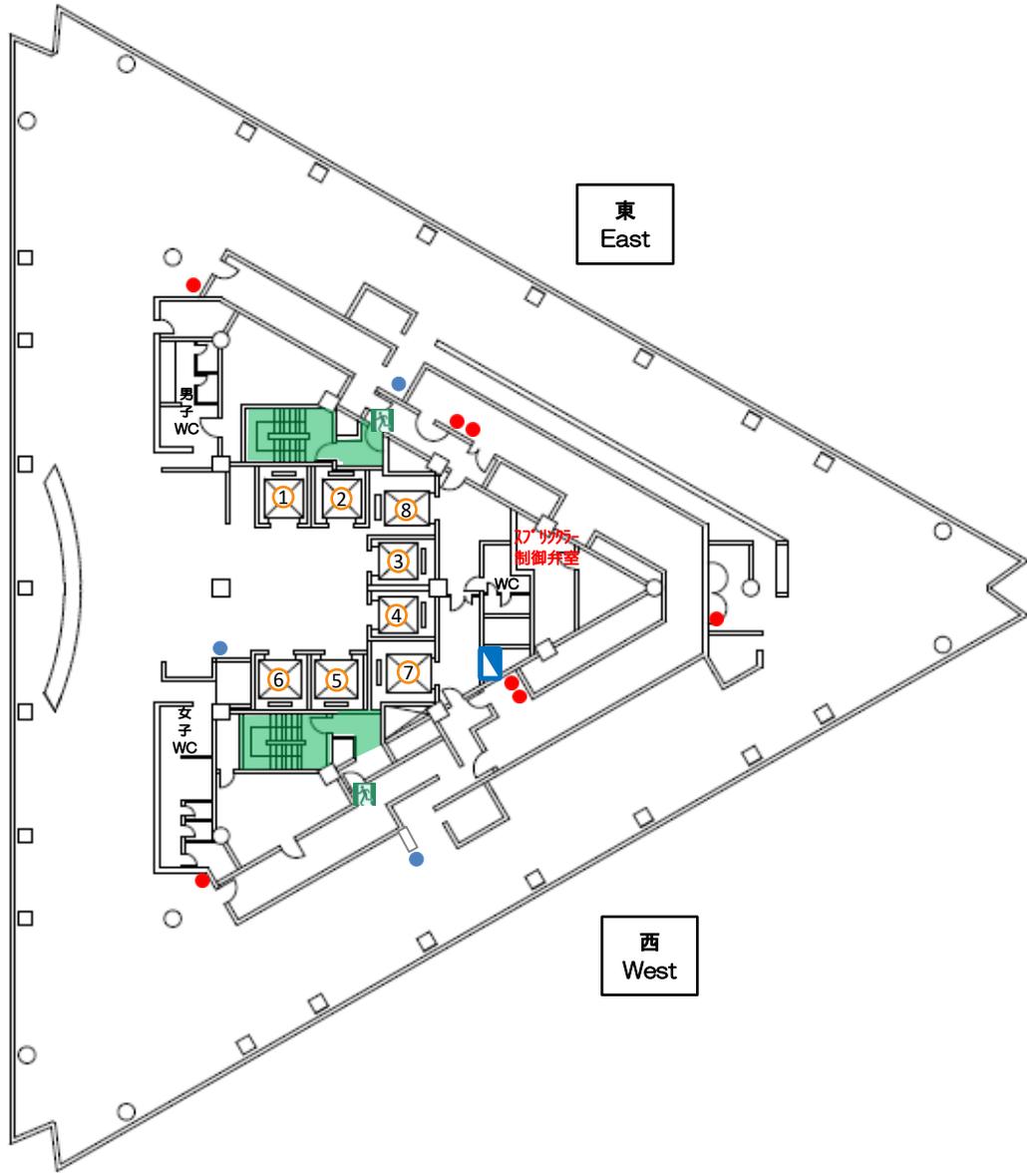
21F

(李芳)



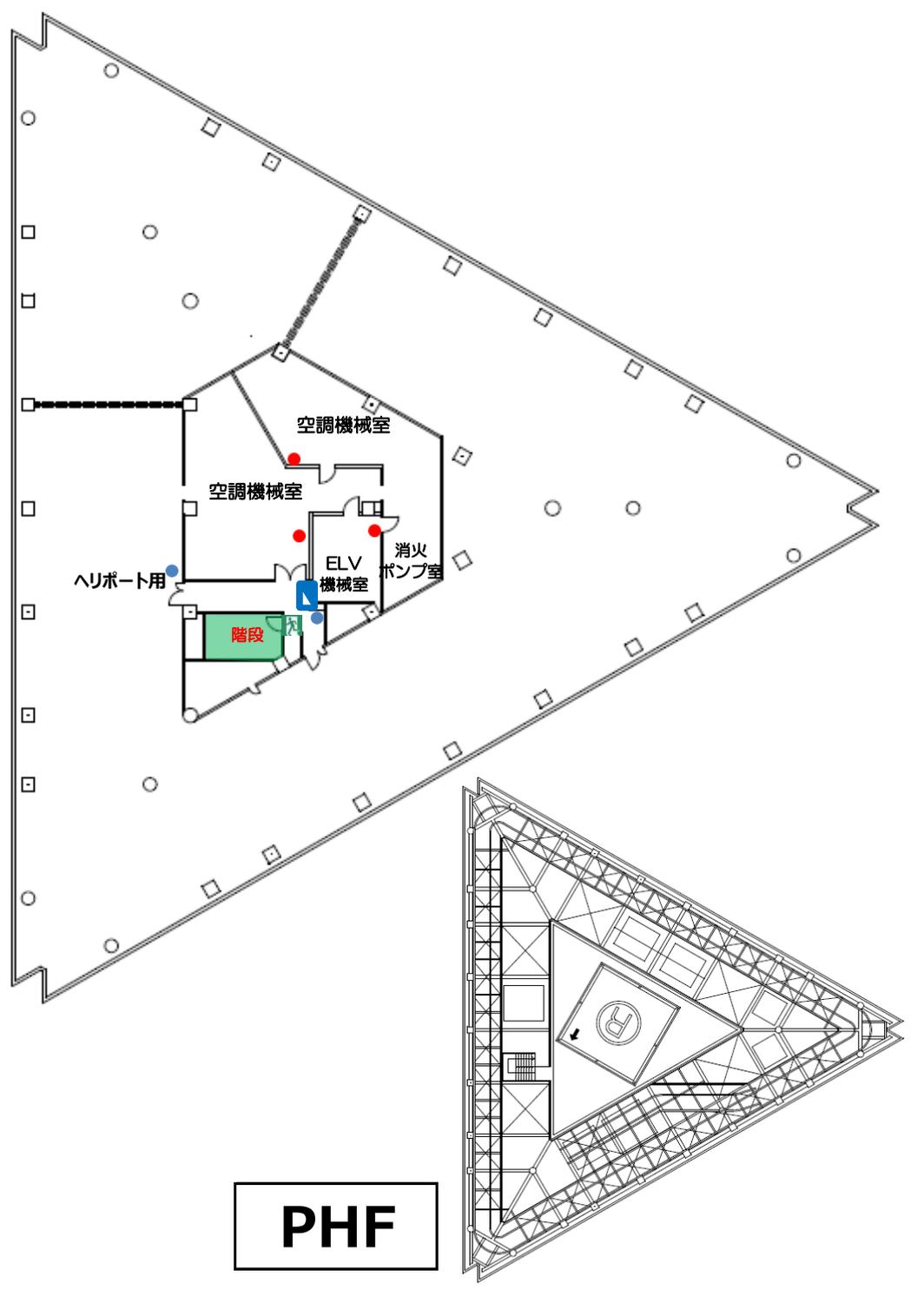
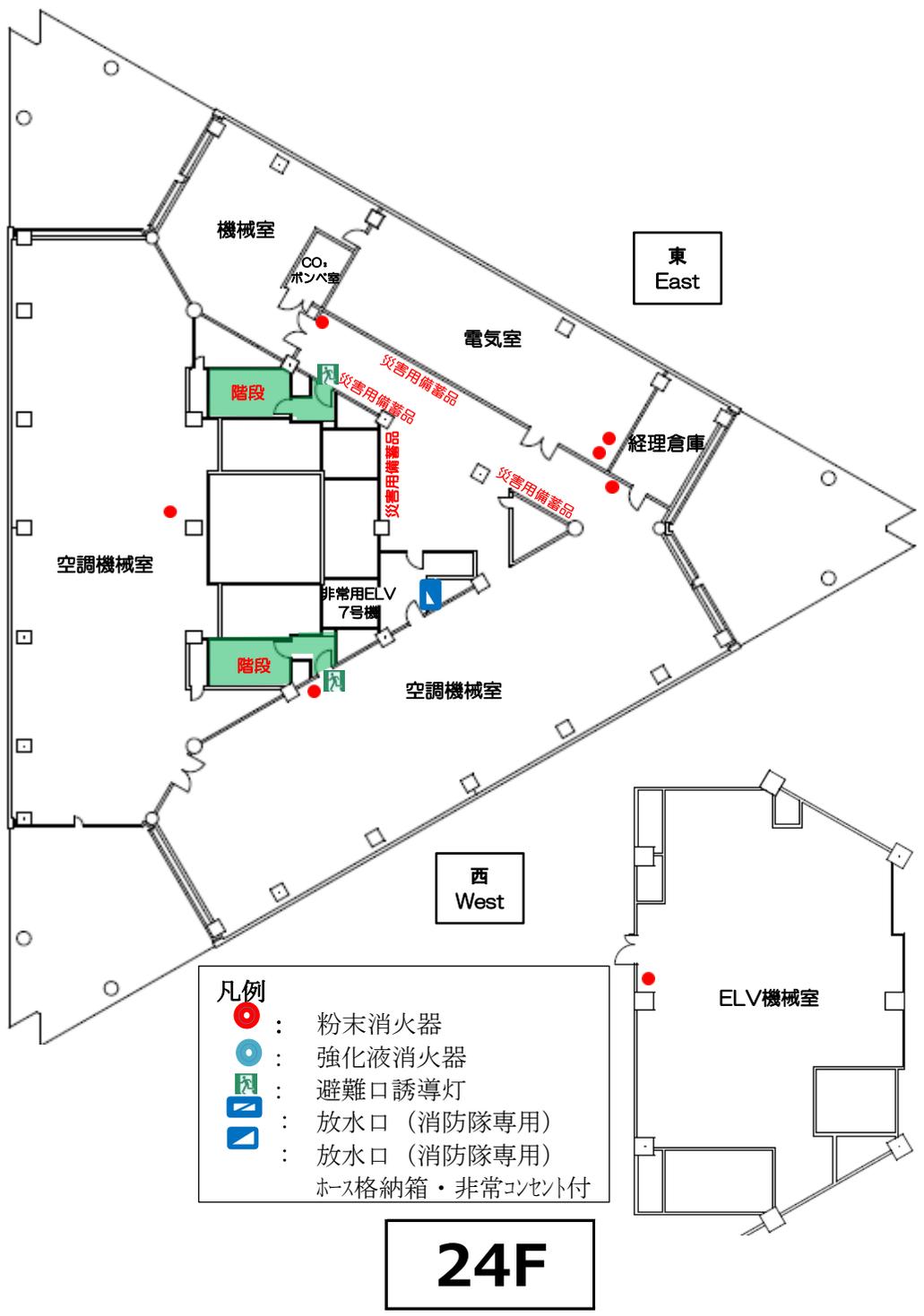
22F

(ボストン)

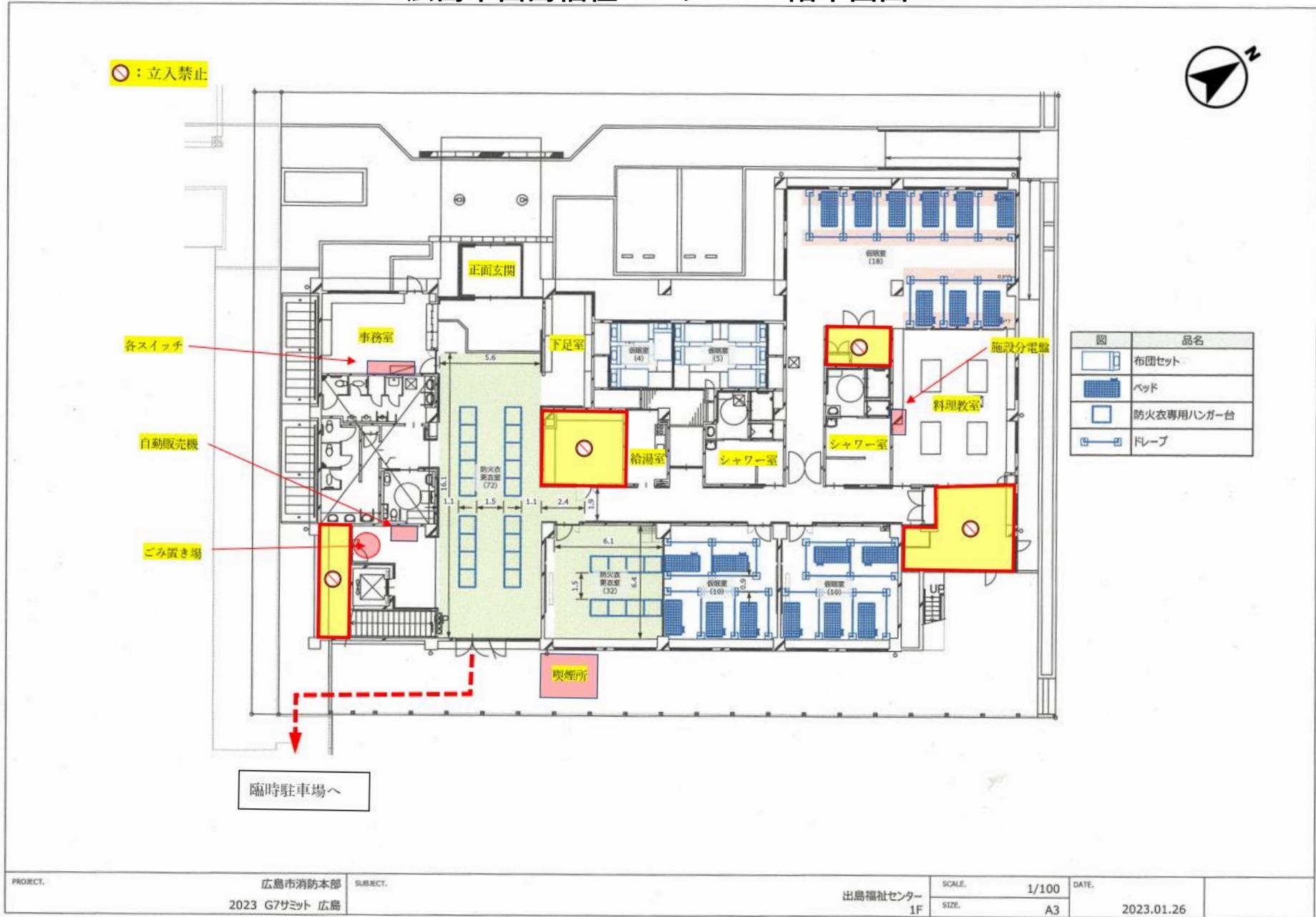


23F

(トップ)



広島市出島福祉センター 1階平面図



広島市出島福祉センター 2階平面図

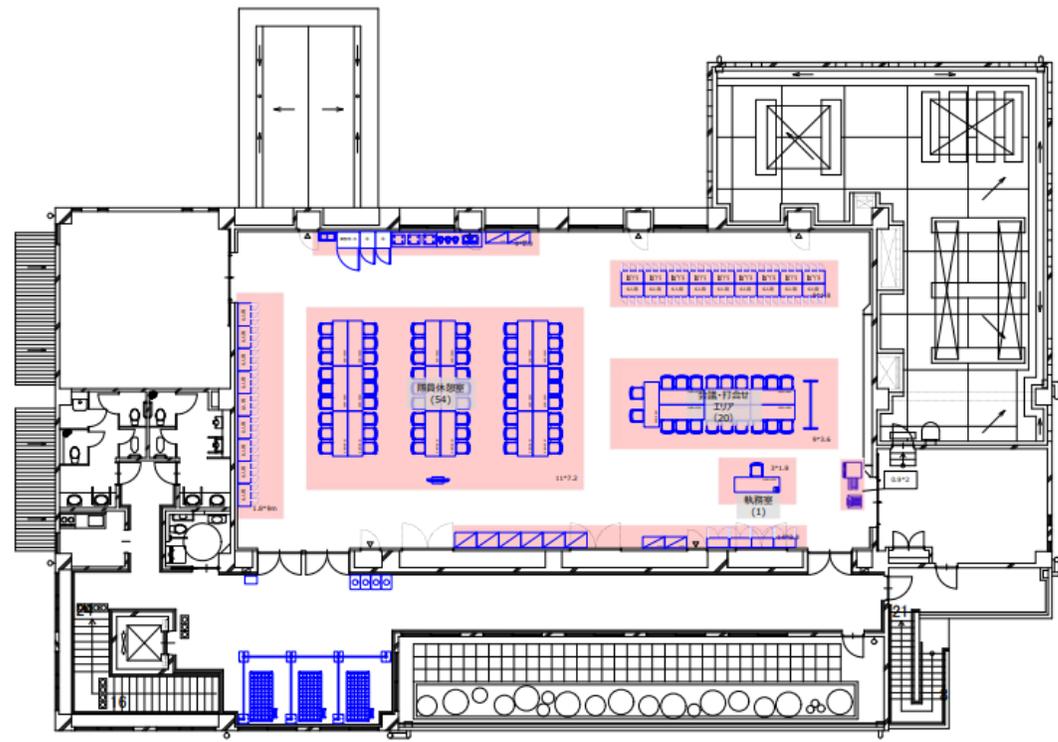
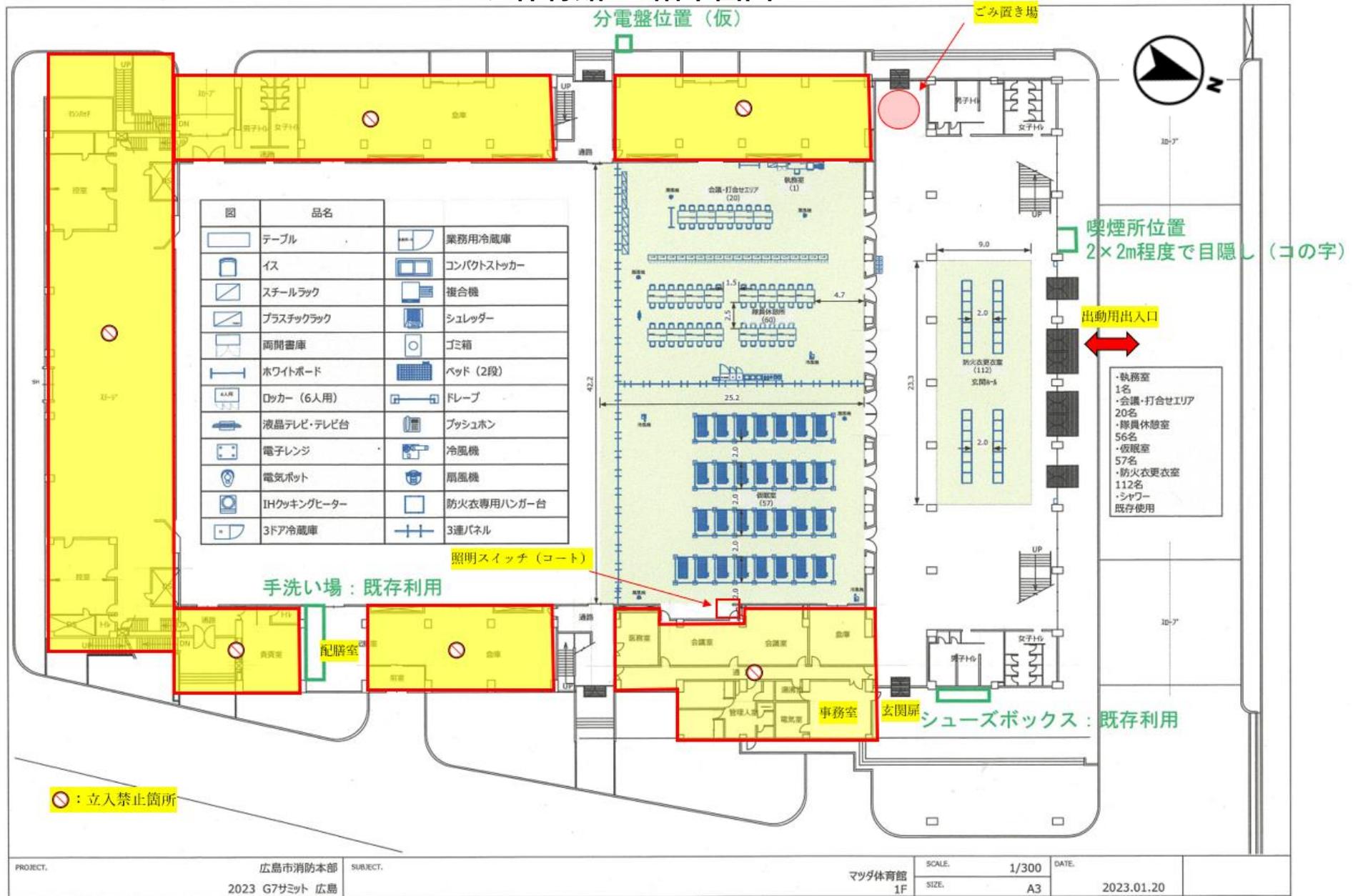


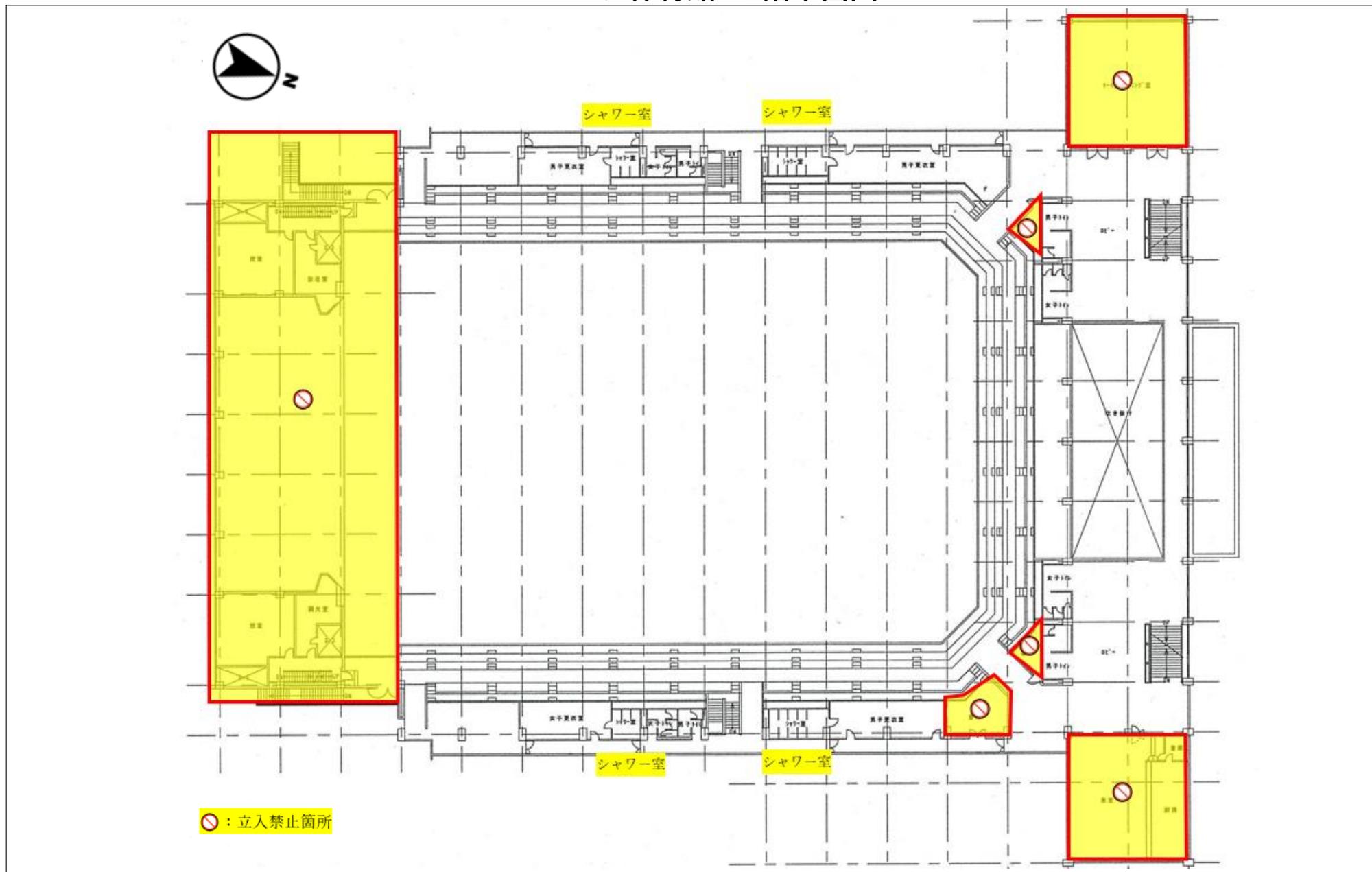
図	品名
	テーブル
	イス
	ラック (スチール)
	ラック (プラスチック)
	両開書庫
	ホワイトボード
	ロッカー (6人用)
	液晶テレビ
	電子レンジ
	電気ポット
	IHクッキングヒーター
	3ドア冷蔵庫
	業務用冷蔵庫
	コンパクトストッカー
	複合機
	シュレッター
	ゴミ箱
	傘立て
	ベッド
	ドレープ

・執務室
1名
・会議・打合せエリア
20名
・職員休憩室
53名
・仮眠室
53名
・防火衣更衣室
104名
・シャワー
既存使用

マツダ体育館 1階平面図



マツダ体育館 2階平面図



⊘ : 立入禁止箇所

夜間勤務要領

1 服装

「特別警戒共通事項」に定めるとおりとする。

2 勤務時間

「特別警戒共通事項」に定めるとおり、仮眠のための休憩時間帯において、夜間勤務を行う場合の勤務時間は、22時00分から翌朝5時00分までの間の1時間とする。

3 勤務場所

原則、執務室又は会議室とする。

ただし、執務室等が設置されていない警戒本部等については、当該警戒本部等の本部長又は責任者等が業務に支障のないと認める場所において、勤務することができるものとする。

4 勤務人員及び勤務時間の割り振り等

各警戒本部等の本部長又は責任者等は、各当務日にあらかじめ輪番を定め、1時間ごとに勤務人員4名を指定[※]し、夜間勤務を命じること。

ただし、執務室等が設置されていない警戒本部等については、勤務場所のスペースや業務内容を考慮し、1名又は2名の勤務人員とする。

※ 別表で定めた各消防本部（各警戒本部等への関係機関のリエゾン職員は除く）の中から、勤務する職員を指定すること。

ただし、各警戒本部等の本部長又は責任者の判断により、指定を変更することができるものとする。

5 業務内容

(1) 災害指令受信体制及び連絡体制等の確保

- ア 災害指令情報の受信及び伝達
- イ 災害情報を覚知した際の通報及び伝達
- ウ 各警戒本部等又は関係機関からの連絡
- エ その他非常召集に係る連絡等

(2) 巡回業務

- ア 各警戒本部等における火災及び盗難等の予防
- イ 各警戒本部等における照明設備の消灯及び駐車場内の照明器具の作動状況等（一部の警戒本部等のみ）の確認
- ウ 待機施設の保全及び車両等の管理等
- エ その他「特別警戒共通事項」に定める事項

6 留意事項

- (1) 各警戒本部等の本部長又は責任者は、特定の職員に過度な負担が生じることがないように夜間勤務を命じること。
- (2) 情報通信機器（スマートフォン、無線機等）の障害の発生時及び統括警戒本部長の指示等により、特別の対応が必要と認められる場合は、各警戒本部等の本部長又は責任者等は、勤務人員を増員させ、夜間勤務を命じること。

5月16日（二係）

22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00
広島1 ()	広島2 ()	広島3 ()	広島4 ()	広島5 ()	広島6 ()	広島7 ()	

5月17日（一係）

22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00
広島1 ()	広島2 ()	広島3 ()	広島4 ()	広島5 ()	広島6 ()	広島7 ()	

5月18日（二係）

22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00
広島8 ()	広島9 ()	廿日市1 ()	福岡1 ()	福岡2 ()	福岡3 ()	福岡4 ()	

5月19日（一係）

22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00
広島8 ()	広島9 ()	廿日市1 ()	福岡1 ()	福岡2 ()	福岡3 ()	福岡4 ()	

5月20日（二係）

22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00
広島1 ()	広島2 ()	広島3 ()	広島4 ()	広島5 ()	広島6 ()	広島7 ()	

5月21日（一係）

22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00
広島1 ()	広島2 ()	広島3 ()	広島4 ()	広島5 ()	広島6 ()	広島7 ()	

【勤務人員及び勤務時間の割り振り等に係る統一事項】

- ・広島1から順に1名が勤務する。
- ・責任者及びリエゾン等の派遣職員は除く。
- ・各当務日の2回目以降の勤務（太字）は、時間外勤務とする。
- ・2日目以降における各当務日の最初の勤務は、前当務日の最後に勤務した職員の次順の職員とする。

本部名（名称）	活動区分	活動隊数	活動人員	日勤者数	隔勤者
広島市	責任者		2	1	1
広島市	増強	2	6	0	6
広島市	予防要員		3	0	3
廿日市市	予防要員		1	0	1
福岡市	予防要員		4	0	4
計		2	16	1	15

名簿_首脳会議場

【一係】

No.	区分	消防本部	氏名	備考
1	広島 1	広島市消防局		警戒隊／警防隊
2	広島 2	広島市消防局		警戒隊／警防隊
3	広島 3	広島市消防局		警戒隊／警防隊
4	広島 4	広島市消防局		警戒隊／救急隊
5	広島 5	広島市消防局		警戒隊／救急隊
6	広島 6	広島市消防局		警戒隊／救急隊
7	広島 7	広島市消防局		予防常駐警戒要員
8	広島 8	広島市消防局		予防常駐警戒要員
9	広島 9	広島市消防局		予防常駐警戒要員
10	廿日市 1	廿日市市消防本部		予防常駐警戒要員
11	福岡 1	福岡市消防局		予防特命隊
12	福岡 2	福岡市消防局		予防特命隊
13	福岡 3	福岡市消防局		予防特命隊
14	福岡 4	福岡市消防局		予防特命隊

【二係】

No.	区分	消防本部	氏名	備考
1	広島 1	広島市消防局		警戒隊／警防隊
2	広島 2	広島市消防局		警戒隊／警防隊
3	広島 3	広島市消防局		警戒隊／警防隊
4	広島 4	広島市消防局		警戒隊／救急隊
5	広島 5	広島市消防局		警戒隊／救急隊
6	広島 6	広島市消防局		警戒隊／救急隊
7	広島 7	広島市消防局		予防常駐警戒要員
8	広島 8	広島市消防局		予防常駐警戒要員
9	広島 9	広島市消防局		予防常駐警戒要員
10	廿日市 1	廿日市市消防本部		予防常駐警戒要員
11	福岡 1	福岡市消防局		予防特命隊
12	福岡 2	福岡市消防局		予防特命隊
13	福岡 3	福岡市消防局		予防特命隊
14	福岡 4	福岡市消防局		予防特命隊

5月16日（二係）

22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00
広島1 ()	広島5 ()	広島9 ()	広島13 ()	広島17 ()	広島21 ()	広島25 ()	
広島2 ()	広島6 ()	広島10 ()	広島14 ()	広島18 ()	広島22 ()	広島26 ()	
広島3 ()	広島7 ()	広島11 ()	広島15 ()	広島19 ()	広島23 ()	広島27 ()	
広島4 ()	広島8 ()	広島12 ()	広島16 ()	広島20 ()	広島24 ()	広島28 ()	

【勤務人員及び勤務時間の割り振り等に係る統一事項】

- ・広島1から順に4名が勤務する。
- ・本部要員及びリエゾン等の派遣職員は除く。
- ・各当務日の2回目以降の勤務（太字）は、時間外勤務とする。
- ・2日目以降における各当務日の最初の勤務は、前当務日の最後に勤務した職員の次順の職員（順に4名）とする。

5月17日（一係）

22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00
広島1 ()	広島5 ()	広島9 ()	広島13 ()	広島17 ()	広島21 ()	広島25 ()	
広島2 ()	広島6 ()	広島10 ()	広島14 ()	広島18 ()	広島22 ()	広島26 ()	
広島3 ()	広島7 ()	広島11 ()	広島15 ()	広島19 ()	広島23 ()	広島27 ()	
広島4 ()	広島8 ()	広島12 ()	広島16 ()	広島20 ()	広島24 ()	広島28 ()	

※

本部名（名称）	活動区分	活動隊数	活動人員	日勤者数	隔勤者
広島市	本部要員		5	2	3
広島市	増強	9	32	0	32
広島市	兼務	2	8	0	8
計		9	37	2	35

※ 海上警戒拠点の警戒隊（水上F/消防艇1、水上A/救助艇1）は除く。

5月18日（二係）

22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00
広島29 ()	広島1 ()	広島5 ()	広島9 ()	広島13 ()	広島17 ()	広島21 ()	
広島30 ()	広島2 ()	広島6 ()	広島10 ()	広島14 ()	広島18 ()	広島22 ()	
広島31 ()	広島3 ()	広島7 ()	広島11 ()	広島15 ()	広島19 ()	広島23 ()	
広島32 ()	広島4 ()	広島8 ()	広島12 ()	広島16 ()	広島20 ()	広島24 ()	

5月19日（一係）

22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00
広島29 ()	広島1 ()	広島5 ()	広島9 ()	広島13 ()	広島17 ()	広島21 ()	
広島30 ()	広島2 ()	広島6 ()	広島10 ()	広島14 ()	広島18 ()	広島22 ()	
広島31 ()	広島3 ()	広島7 ()	広島11 ()	広島15 ()	広島19 ()	広島23 ()	
広島32 ()	広島4 ()	広島8 ()	広島12 ()	広島16 ()	広島20 ()	広島24 ()	

5月20日（二係）

22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00
広島25 ()	広島29 ()	広島1 ()	広島5 ()	広島9 ()	広島13 ()	広島17 ()	
広島26 ()	広島30 ()	広島2 ()	広島6 ()	広島10 ()	広島14 ()	広島18 ()	
広島27 ()	広島31 ()	広島3 ()	広島7 ()	広島11 ()	広島15 ()	広島19 ()	
広島28 ()	広島32 ()	広島4 ()	広島8 ()	広島12 ()	広島16 ()	広島20 ()	

5月21日（一係）

22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00
広島25 ()	広島29 ()	広島1 ()	広島5 ()	広島9 ()	広島13 ()	広島17 ()	
広島26 ()	広島30 ()	広島2 ()	広島6 ()	広島10 ()	広島14 ()	広島18 ()	
広島27 ()	広島31 ()	広島3 ()	広島7 ()	広島11 ()	広島15 ()	広島19 ()	
広島28 ()	広島32 ()	広島4 ()	広島8 ()	広島12 ()	広島16 ()	広島20 ()	

名簿_水上出張所

【一係】

No.	区分	消防本部	氏名	備考
1	広島 1	広島市消防局		警戒隊
2	広島 2	広島市消防局		警戒隊
3	広島 3	広島市消防局		警戒隊
4	広島 4	広島市消防局		警戒隊
5	広島 5	広島市消防局		警戒隊
6	広島 6	広島市消防局		警戒隊
7	広島 7	広島市消防局		警戒隊
8	広島 8	広島市消防局		警戒隊
9	広島 9	広島市消防局		警戒隊
10	広島 1 0	広島市消防局		警戒隊
11	広島 1 1	広島市消防局		警戒隊
12	広島 1 2	広島市消防局		警戒隊
13	広島 1 3	広島市消防局		警戒隊
14	広島 1 4	広島市消防局		警戒隊
15	広島 1 5	広島市消防局		警戒隊
16	広島 1 6	広島市消防局		警戒隊
17	広島 1 7	広島市消防局		警戒隊
18	広島 1 8	広島市消防局		警戒隊
19	広島 1 9	広島市消防局		警戒隊
20	広島 2 0	広島市消防局		警戒隊
21	広島 2 1	広島市消防局		警戒隊
22	広島 2 2	広島市消防局		警戒隊
23	広島 2 3	広島市消防局		警戒隊
24	広島 2 4	広島市消防局		警戒隊
25	広島 2 5	広島市消防局		警戒隊
26	広島 2 6	広島市消防局		警戒隊
27	広島 2 7	広島市消防局		警戒隊
28	広島 2 8	広島市消防局		警戒隊
29	広島 2 9	広島市消防局		警戒隊
30	広島 3 0	広島市消防局		警戒隊
31	広島 3 1	広島市消防局		警戒隊
32	広島 3 2	広島市消防局		警戒隊

【二係】

No.	区分	消防本部	氏名	備考
1	広島 1	広島市消防局		警戒隊
2	広島 2	広島市消防局		警戒隊
3	広島 3	広島市消防局		警戒隊
4	広島 4	広島市消防局		警戒隊
5	広島 5	広島市消防局		警戒隊
6	広島 6	広島市消防局		警戒隊
7	広島 7	広島市消防局		警戒隊
8	広島 8	広島市消防局		警戒隊
9	広島 9	広島市消防局		警戒隊
10	広島 1 0	広島市消防局		警戒隊
11	広島 1 1	広島市消防局		警戒隊
12	広島 1 2	広島市消防局		警戒隊
13	広島 1 3	広島市消防局		警戒隊
14	広島 1 4	広島市消防局		警戒隊
15	広島 1 5	広島市消防局		警戒隊
16	広島 1 6	広島市消防局		警戒隊
17	広島 1 7	広島市消防局		警戒隊
18	広島 1 8	広島市消防局		警戒隊
19	広島 1 9	広島市消防局		警戒隊
20	広島 2 0	広島市消防局		警戒隊
21	広島 2 1	広島市消防局		警戒隊
22	広島 2 2	広島市消防局		警戒隊
23	広島 2 3	広島市消防局		警戒隊
24	広島 2 4	広島市消防局		警戒隊
25	広島 2 5	広島市消防局		警戒隊
26	広島 2 6	広島市消防局		警戒隊
27	広島 2 7	広島市消防局		警戒隊
28	広島 2 8	広島市消防局		警戒隊
29	広島 2 9	広島市消防局		警戒隊
30	広島 3 0	広島市消防局		警戒隊
31	広島 3 1	広島市消防局		警戒隊
32	広島 3 2	広島市消防局		警戒隊

5月16日（二係）

22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00
広島1 ()	広島5 ()	広島9 ()	広島13 ()	広島17 ()	広島21 ()	広島25 ()	
広島2 ()	広島6 ()	広島10 ()	広島14 ()	広島18 ()	広島22 ()	広島26 ()	
広島3 ()	広島7 ()	広島11 ()	広島15 ()	広島19 ()	広島23 ()	広島27 ()	
広島4 ()	広島8 ()	広島12 ()	広島16 ()	広島20 ()	広島24 ()	広島28 ()	

【勤務人員及び勤務時間の割り振り等に係る統一事項】

- ・広島1から順に4名が勤務する。
- ・責任者及びリエゾン等の派遣職員は除く。
- ・各当務日の2回目以降の勤務（太字）は、時間外勤務とする。
- ・2日目以降における各当務日の最初の勤務は、前当務日の最後に勤務した職員の次順の職員（順に4名）とする。

5月17日（一係）

22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00
広島1 ()	広島5 ()	広島9 ()	広島13 ()	広島17 ()	広島21 ()	広島25 ()	
広島2 ()	広島6 ()	広島10 ()	広島14 ()	広島18 ()	広島22 ()	広島26 ()	
広島3 ()	広島7 ()	広島11 ()	広島15 ()	広島19 ()	広島23 ()	広島27 ()	
広島4 ()	広島8 ()	広島12 ()	広島16 ()	広島20 ()	広島24 ()	広島28 ()	

本部名（名称）	活動区分	活動隊数	活動人員	日勤者数	隔勤者
広島市	責任者		2	1	1
広島市	増強	10	37	0	37
呉市	増強	2	8	0	8
岡山市		1	3	0	3
北九州市	増強	1	4	0	4
計		14	54	1	53

5月18日（二係）

22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00
広島29 ()	広島33 ()	広島37 ()	呉4 ()	呉8 ()	北九州1 ()	広島1 ()	
広島30 ()	広島34 ()	呉1 ()	呉5 ()	岡山1 ()	北九州2 ()	広島2 ()	
広島31 ()	広島35 ()	呉2 ()	呉6 ()	岡山2 ()	北九州3 ()	広島3 ()	
広島32 ()	広島36 ()	呉3 ()	呉7 ()	岡山3 ()	北九州4 ()	広島4 ()	

5月19日（一係）

22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00
広島29 ()	広島33 ()	広島37 ()	呉4 ()	呉8 ()	北九州1 ()	広島1 ()	
広島30 ()	広島34 ()	呉1 ()	呉5 ()	岡山1 ()	北九州2 ()	広島2 ()	
広島31 ()	広島35 ()	呉2 ()	呉6 ()	岡山2 ()	北九州3 ()	広島3 ()	
広島32 ()	広島36 ()	呉3 ()	呉7 ()	岡山3 ()	北九州4 ()	広島4 ()	

5月20日（二係）

22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00
広島5 ()	広島9 ()	広島13 ()	広島17 ()	広島21 ()	広島25 ()	広島29 ()	
広島6 ()	広島10 ()	広島14 ()	広島18 ()	広島22 ()	広島26 ()	広島30 ()	
広島7 ()	広島11 ()	広島15 ()	広島19 ()	広島23 ()	広島27 ()	広島31 ()	
広島8 ()	広島12 ()	広島16 ()	広島20 ()	広島24 ()	広島28 ()	広島32 ()	

5月21日（一係）

22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00
広島5 ()	広島9 ()	広島13 ()	広島17 ()	広島21 ()	広島25 ()	広島29 ()	
広島6 ()	広島10 ()	広島14 ()	広島18 ()	広島22 ()	広島26 ()	広島30 ()	
広島7 ()	広島11 ()	広島15 ()	広島19 ()	広島23 ()	広島27 ()	広島31 ()	
広島8 ()	広島12 ()	広島16 ()	広島20 ()	広島24 ()	広島28 ()	広島32 ()	

5月16日（二係）

22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00
広島1 ()	広島5 ()	倉敷1 ()	倉敷5 ()	倉敷9 ()	津山2 ()	津山6 ()	
広島2 ()	呉1 ()	倉敷2 ()	倉敷6 ()	倉敷10 ()	津山3 ()	津山7 ()	
広島3 ()	呉2 ()	倉敷3 ()	倉敷7 ()	倉敷11 ()	津山4 ()	津山8 ()	
広島4 ()	呉3 ()	倉敷4 ()	倉敷8 ()	津山1 ()	津山5 ()	岡山1 ()	

【勤務人員及び勤務時間の割り振り等に係る統一事項】

- ・広島1から順に4名が勤務する。
- ・責任者及びリエゾン等の派遣職員は除く。
- ・各当務日の2回目以降の勤務（太字）は、時間外勤務とする。
- ・2日目以降における各当務日の最初の勤務は、前当務日の最後に勤務した職員の次順の職員（順に4名）とする。

5月17日（一係）

22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00
広島1 ()	広島5 ()	倉敷1 ()	倉敷5 ()	倉敷9 ()	津山2 ()	津山6 ()	
広島2 ()	呉1 ()	倉敷2 ()	倉敷6 ()	倉敷10 ()	津山3 ()	津山7 ()	
広島3 ()	呉2 ()	倉敷3 ()	倉敷7 ()	倉敷11 ()	津山4 ()	津山8 ()	
広島4 ()	呉3 ()	倉敷4 ()	倉敷8 ()	津山1 ()	津山5 ()	岡山1 ()	

5月18日（二係）

22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00
岡山2 ()	岡山6 ()	岡山10 ()	岡山14 ()	北九州3 ()	北九州7 ()	北九州11 ()	
岡山3 ()	岡山7 ()	岡山11 ()	岡山15 ()	北九州4 ()	北九州8 ()	北九州12 ()	
岡山4 ()	岡山8 ()	岡山12 ()	北九州1 ()	北九州5 ()	北九州9 ()	北九州13 ()	
岡山5 ()	岡山9 ()	岡山13 ()	北九州2 ()	北九州6 ()	北九州10 ()	北九州14 ()	

5月19日（一係）

22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00
岡山2 ()	岡山6 ()	岡山10 ()	岡山14 ()	北九州3 ()	北九州7 ()	北九州11 ()	
岡山3 ()	岡山7 ()	岡山11 ()	岡山15 ()	北九州4 ()	北九州8 ()	北九州12 ()	
岡山4 ()	岡山8 ()	岡山12 ()	北九州1 ()	北九州5 ()	北九州9 ()	北九州13 ()	
岡山5 ()	岡山9 ()	岡山13 ()	北九州2 ()	北九州6 ()	北九州10 ()	北九州14 ()	

5月20日（二係）

22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00
広島1 ()	広島5 ()	倉敷1 ()	倉敷5 ()	倉敷9 ()	津山2 ()	津山6 ()	
広島2 ()	呉1 ()	倉敷2 ()	倉敷6 ()	倉敷10 ()	津山3 ()	津山7 ()	
広島3 ()	呉2 ()	倉敷3 ()	倉敷7 ()	倉敷11 ()	津山4 ()	津山8 ()	
広島4 ()	呉3 ()	倉敷4 ()	倉敷8 ()	津山1 ()	津山5 ()	岡山1 ()	

5月21日（一係）

22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00
広島1 ()	広島5 ()	倉敷1 ()	倉敷5 ()	倉敷9 ()	津山2 ()	津山6 ()	
広島2 ()	呉1 ()	倉敷2 ()	倉敷6 ()	倉敷10 ()	津山3 ()	津山7 ()	
広島3 ()	呉2 ()	倉敷3 ()	倉敷7 ()	倉敷11 ()	津山4 ()	津山8 ()	
広島4 ()	呉3 ()	倉敷4 ()	倉敷8 ()	津山1 ()	津山5 ()	岡山1 ()	

本部名（名称）	活動区分	活動隊数	活動人員	日勤者数	隔勤者
広島市	責任者		2	1	1
広島市	増強	2	5	0	5
呉市	増強	1	3	0	3
倉敷市	増強	3	11	0	11
津山圏域	増強	2	8	0	8
岡山市	増強	4	15	0	15
北九州市	増強	4	14	0	14
計		16	58	1	57

首脳会議場警戒隊スケジュール

5月16日（火）

一係【日勤】		
時間	項目	内容
13:00	受付開始	<ul style="list-style-type: none"> 誘導員の指示に従い車両等を駐車 受付 荷物等の搬入 施設内（執務室、仮眠室等）の確認
14:00	集結完了	説明（今後のスケジュール等について）
14:10	移動	任務伝達式対象者はバス移動（警戒拠点～任務伝達式会場）
15:00	任務伝達式	式典
16:00	移動	バス移動（任務伝達式会場～警戒拠点）
16:40	警戒準備	個人装備品等の整理
17:30	解散	宿泊施設へ移動

二係【当務】		
時間	項目	内容
13:00	受付開始	<ul style="list-style-type: none"> 誘導員の指示に従い車両等を駐車 受付、IP無線及びスマホ並びに高速道路通行証等受領 荷物等の搬入 施設内（執務室、仮眠室等）の確認 随時、自隊の車両及び資機材点検
16:00	集結完了	
16:15	ミーティング	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用に関する留意事項等の説明（拠点責任者等） 警戒体制、出動体制等の確認
17:30	警戒開始	人員機械等報告書の作成 （拠点責任者等が統括警戒本部（情報班）あてメール送信。以下、全日程において同じ取扱いとする。）
随時	激励巡視	消防庁長官及び統括警戒本部長等による激励巡視（別途調整）
	警戒待機	適宜夕食、仮眠等
5:00	環境整備	清掃、車両手入れ、適宜朝食等
8:50	事務引継	<ul style="list-style-type: none"> 事務引継ぎ 警戒日誌の作成及び報告 （拠点責任者等が統括警戒本部（情報班）あてメール送信。以下、全日程において同じ取扱いとする。）
9:00	勤務交替	宿泊施設へ移動

5月17日(水)

一係【当務】		
時間	項目	内容
9:00	勤務交替	事務引継等
9:10	交替点検	・車両及び資機材点検 (IP 無線及びスマホ等含む) ・人員機械等報告書の作成及び報告 (≈10:30)
10:00	通信試験 ミーティング	・指令試験 (G7 指令受信スマホ) ・通信試験 (デジタル無線) ・施設利用に関する留意事項等の説明 (拠点責任者等) ・警戒体制、出動体制等の確認 } 10:00~10:30
12:15	休憩	昼食等
13:00	通信試験 ・ ミーティング	・IP 無線通信試験 ・首脳会議場への出動経路の確認 (指定する隊は実動) ・NBC 災害等消防活動要領の確認 (一部の隊はミーティング場所への移動有)
17:00	定時報告	警戒日誌の作成及び報告
随時	警戒待機	適宜ミーティング※、夕食、仮眠等
5:00	環境整備	清掃、車両点検等 (適宜朝食)
8:50	事務引継	警戒日誌の作成及び報告
9:00	勤務交替	宿泊施設へ移動

※ Microsoft Teams による全体 Web ミーティング

5月18日(木)

二係【当務】		
時間	項目	内容
9:00	勤務交替	事務引継等
9:10	交替点検	・車両及び資機材点検 (IP 無線及びスマホ等含む) ・人員機械等報告書の作成及び報告 (≈10:30)
10:00	通信試験 ・ ミーティング	・指令試験 (G7 指令受信スマホ) ・通信試験 (デジタル無線) ・NBC 災害等消防活動要領の確認 (小隊内) } 10:00~10:30
12:15	休憩	昼食等
13:00	通信試験 ・ ミーティング	・IP 無線通信試験 ・首脳会議場への出動経路の確認 (指定する隊は実動) ・NBC 災害等消防活動要領の確認 (一部の隊はミーティング場所への移動有)
17:00	定時報告	警戒日誌の作成及び報告
随時	警戒待機	適宜ミーティング※、夕食、仮眠等
5:00	環境整備	清掃、車両点検等 (適宜朝食)
8:50	事務引継	警戒日誌の作成及び報告
9:00	勤務交替	宿泊施設へ移動

※ Microsoft Teams による全体 Web ミーティング

5月19日（金）〔サミット開催期間〕

一係【当務】		
時間	項目	内容
9:00	勤務交替	事務引継等
9:10	交替点検	・車両及び資機材点検（IP無線及びスマホ等含む） ・人員機械等報告書の作成及び報告（≒10:30）
10:00	警戒待機	・情報収集（サミット（行事含む。）開催状況、要人の動向等） ・適宜ミーティング※、個別訓練等
12:15	休憩	昼食等
13:00	警戒待機	・情報収集（サミット（行事含む。）開催状況、要人の動向等） ・適宜ミーティング※、個別訓練等
17:00	定時報告	警戒日誌の作成及び報告
随時	警戒待機	適宜ミーティング※、夕食、仮眠等
5:00	環境整備	清掃、車両点検等（適宜朝食）
8:50	事務引継	警戒日誌の作成及び報告
9:00	勤務交替	宿泊施設へ移動

※ Microsoft Teams による全体 Web ミーティング等

5月20日（土）〔サミット開催期間〕

二係【当務】		
時間	項目	内容
9:00	勤務交替	事務引継等
9:10	交替点検	・車両及び資機材点検（IP無線及びスマホ等含む） ・人員機械等報告書の作成及び報告（≒10:30）
10:00	警戒待機	・情報収集（サミット（行事含む。）開催状況、要人の動向等） ・適宜ミーティング※、個別訓練等
12:15	休憩	昼食等
13:00	警戒待機	・情報収集（サミット（行事含む。）開催状況、要人の動向等） ・適宜ミーティング※、個別訓練等
17:00	定時報告	警戒日誌の作成及び報告
随時	警戒待機	適宜ミーティング※、夕食、仮眠等
5:00	環境整備	清掃、車両点検等（適宜朝食）
8:50	事務引継	警戒日誌の作成及び報告
9:00	勤務交替	宿泊施設へ移動

※ Microsoft Teams による全体 Web ミーティング等

5月21日（日）〔サミット開催期間〕

一係【当務】		
時間	項目	内容
	—	各自宿泊ホテルをチェックアウト
9:00	勤務交替	事務引継等
9:10	交替点検	・車両及び資機材点検（IP無線及びスマホ等含む） ・人員機械等報告書の作成及び報告
10:00	警戒待機	・情報収集（サミット（行事含む。）開催状況、要人の動向等） ・適宜ミーティング※、個別訓練等
12:15	休憩	昼食等
13:00	警戒待機	・情報収集（サミット（行事含む。）開催状況、要人の動向等） ・適宜ミーティング※、個別訓練等
17:00	定時報告	警戒日誌の作成及び報告
随時	警戒待機	適宜ミーティング※、夕食、仮眠等
5:00	環境整備	清掃、車両点検等（適宜朝食）
8:50	事務引継	警戒日誌の作成及び報告
9:00	勤務交替	解散

※ Microsoft Teams による全体 Web ミーティング等

5月22日（月）

二係【日勤】		
時間	項目	内容
	—	各自宿泊ホテルをチェックアウト
9:00	勤務交替	事務引継等
9:10	交替点検	・車両及び資機材点検（IP無線及びスマホ等含む） ・人員機械等報告書の作成及び報告
10:00	警戒待機	・情報収集（サミット（行事含む。）開催状況、要人の動向等） ・適宜ミーティング※ ¹ 、個別訓練等
12:15	休憩	昼食等
13:00	警戒待機	・情報収集（サミット（行事含む。）開催状況、要人の動向等） ・適宜ミーティング※ ¹ 、個別訓練等
17:30	警戒解除	・統括警戒本部の指示により警戒解除（解除時期の前後あり） ・警戒日誌の作成及び報告 ・IP無線、スマホ、高速道路通行証等返却 ・最終ミーティング ・解散式※ ² 、解散 ・荷物等の搬出

※¹ Microsoft Teams による全体 Web ミーティング等

※² 南消防署水上出張所を拠点とする部隊及び現地警戒本部要員が実施。

その他の警戒拠点等においては、警戒終了宣言のみ実施。

首脳会議場警戒隊スケジュール【補足】

1 勤務交替

- (1) 勤務交替は、勤務の終了する拠点責任者（拠点副責任者）の進行により実施する。
- (2) 勤務交替場所は、各拠点の会議室（会議・打ち合わせエリア）とする。
- (3) 勤務交替における事務引継ぎ内容は、「現地警戒本部（首脳会議場）警戒計画」に記載のとおり、要人等の移動状況、出動状況及び人員・機械の状況等とする。

2 指令試験及び通信試験（5月17日・18日）

- (1) 統括警戒本部及び拠点責任者等の指示により実施する。（順：指令試験→通信試験）
- (2) 各試験の詳細は「情報通信要領」を、G7 指令受信スマホの操作要領については「出動指令要領」を参照すること。

3 IP無線通信試験（5月17日・18日）

- (1) 前記1の各試験終了後、事前に設定されたCHグループ内において通信試験を実施する。
- (2) 本試験は、各中隊長（担当指揮）の指揮により各グループ単位で実施する。

《例》

発信者	通信事項
中隊長	〇〇中隊長から〇〇グループ（首脳検知G 等） 只今からIP無線通信試験を行う。 〇〇（隊） どうぞ。
各隊長	〇〇 メリット5 どうぞ。
中隊長	了解 メリット5。➤以降、同グループ内の別の隊に対し、試験実施。

※ CHグループについては、「情報通信要領」別表5及び別表6を参照すること。

4 警戒体制、出動体制及び施設利用に関する留意事項等の説明（5月17日・18日）

事前配布資料に基づき、拠点責任者等が説明を実施する。

5 首脳会議場への出動経路の確認（5月17日・18日）

- (1) 首脳会議場への出動経路について、図上及び実動により確認する。
- (2) 経路確認に実動する警戒隊は以下のとおり。

《実動する警戒隊》

進駐警戒拠点	中隊	任務	消防本部	車両
南消防署水上出張所	指揮	指揮本部	広島市消防局	指揮車
出島福祉センター	指揮	除染担当指揮	広島市消防局	指揮車
		支援担当指揮	岡山市消防局	指揮車
マツダ体育館	指揮	救急担当指揮	北九州市消防局	指揮車
	救助	救助活動	岡山市消防局	救助工作車
	救助	救助活動	北九州市消防局	救助工作車
	救急	救急活動	広島市消防局	救急車

6 NBC 災害等消防活動要領の確認（ミーティング）

各中隊長（担当指揮）の指揮により、中隊別に要領の確認及びその他詳細な擦り合わせを実施する。なお、車両移動計画は以下のとおりとする。

《移動警戒隊》

進駐警戒拠点	中隊	任務	消防本部	移動先
出島福祉センター	指揮	支援担当指揮	岡山市消防局 (指揮車)	マツダ体育館
マツダ体育館	救助	救助活動	岡山市消防局 (救助工作車)	南消防署 水上出張所
	救助	救助活動	北九州市消防局 (救助工作車)	

※ 移動に該当する警戒隊は、前記4「出動経路の確認」終了後、属する進駐警戒拠点に帰隊することなく移動先へ出向すること。

7 Microsoft Teams による全体 Web ミーティング

- (1) 南消防署水上出張所に進駐する指揮本部任務の隊長（広島市消防局。以下「指揮隊長」という。）の指揮により、首脳会議場警戒隊全体のミーティングを実施する。
- (2) 指揮隊長は各拠点責任者と連携し、Web ミーティングの開催時間を調整するとともに、Microsoft Teams でミーティングルームを開設する。
(以降の詳細な作業手順は、別途示す。)
- (3) 各拠点においては、別に整備する 65 インチモニターを活用し、ミーティングに参加する。
- (4) 参加者は原則各小隊長とするが、当該小隊長の判断により、必要に応じて増員させることとしてもよい。

車両入退場要領

広島市南消防署水上出張所

別添 3



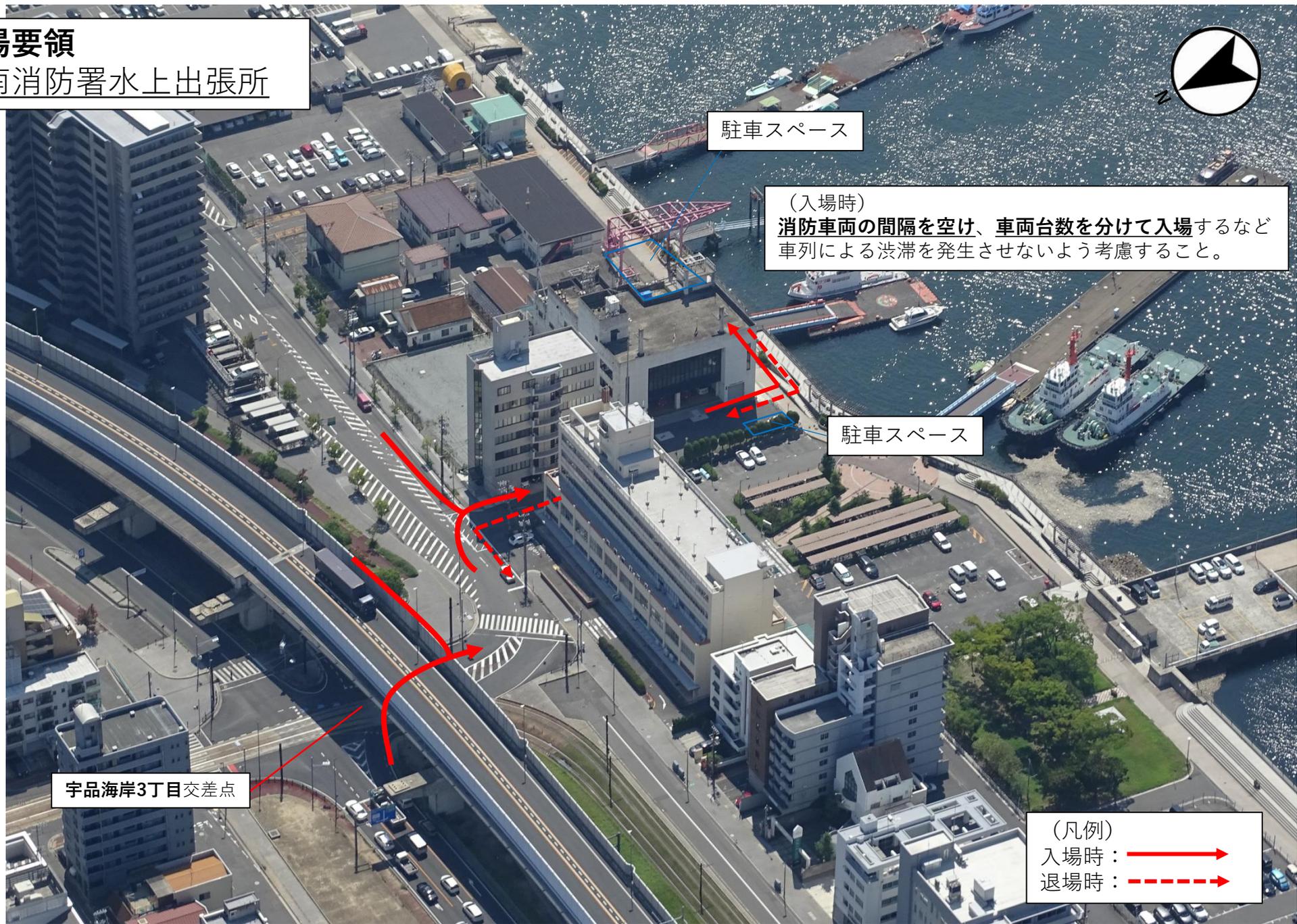
駐車スペース

(入場時)
消防車両の間隔を空け、車両台数を分けて入場するなど
車列による渋滞を発生させないように考慮すること。

駐車スペース

宇品海岸3丁目交差点

(凡例)
入場時 : 
退場時 : 



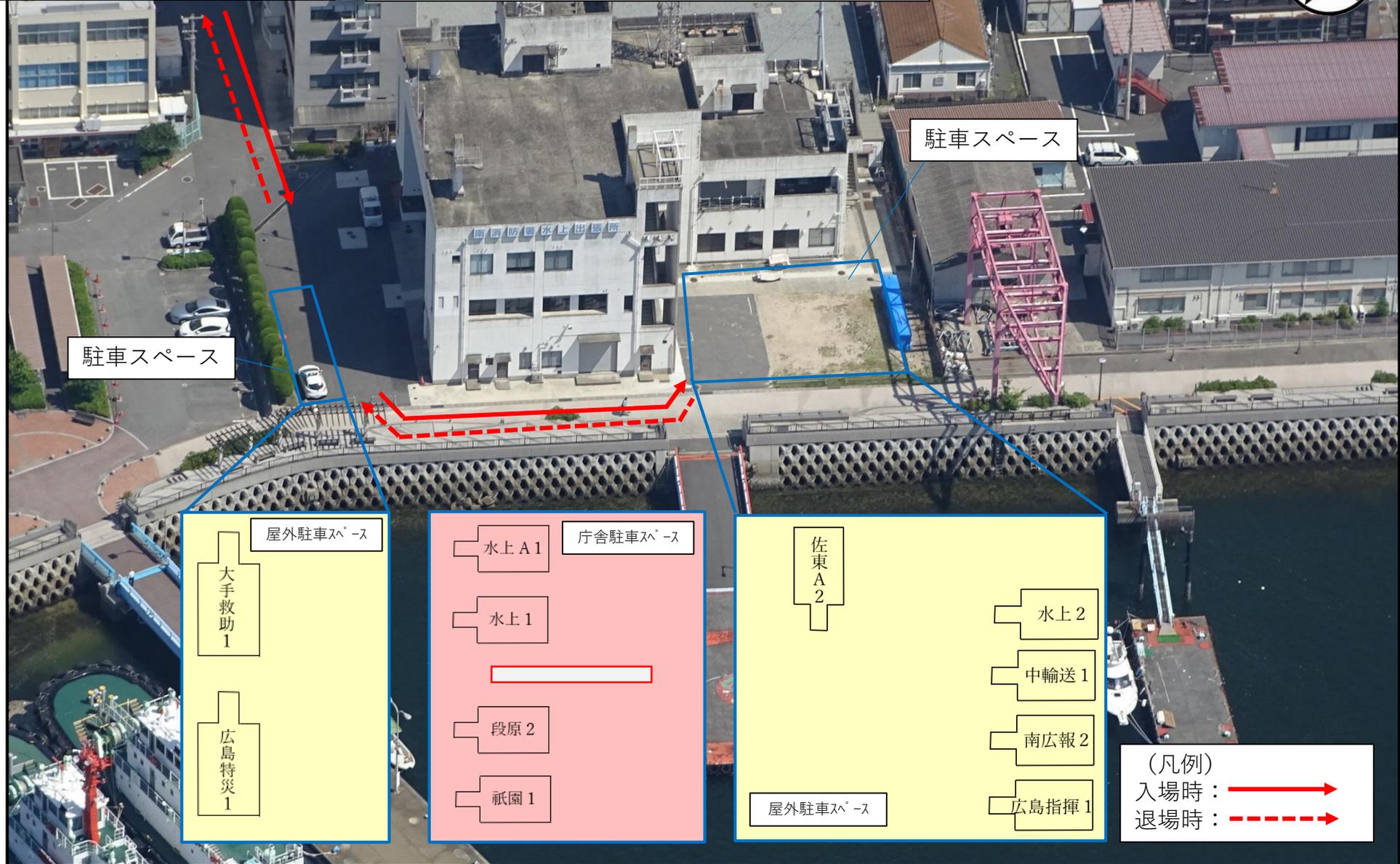
車両入退場要領

広島市南消防署水上出張所

(入場時)

消防車両の間隔を空け、車両台数を分けて入場するなど、車列による渋滞を発生させないように考慮すること。

別添 3



車両入退場要領

広島市出島福祉センター



(入場時)
消防車両の間隔を空け、車両台数を分けて入場するなど
車列による渋滞を発生させないように考慮すること。

広島市出島福祉センター

出島一丁目

出島1丁目交差点

駐車スペース

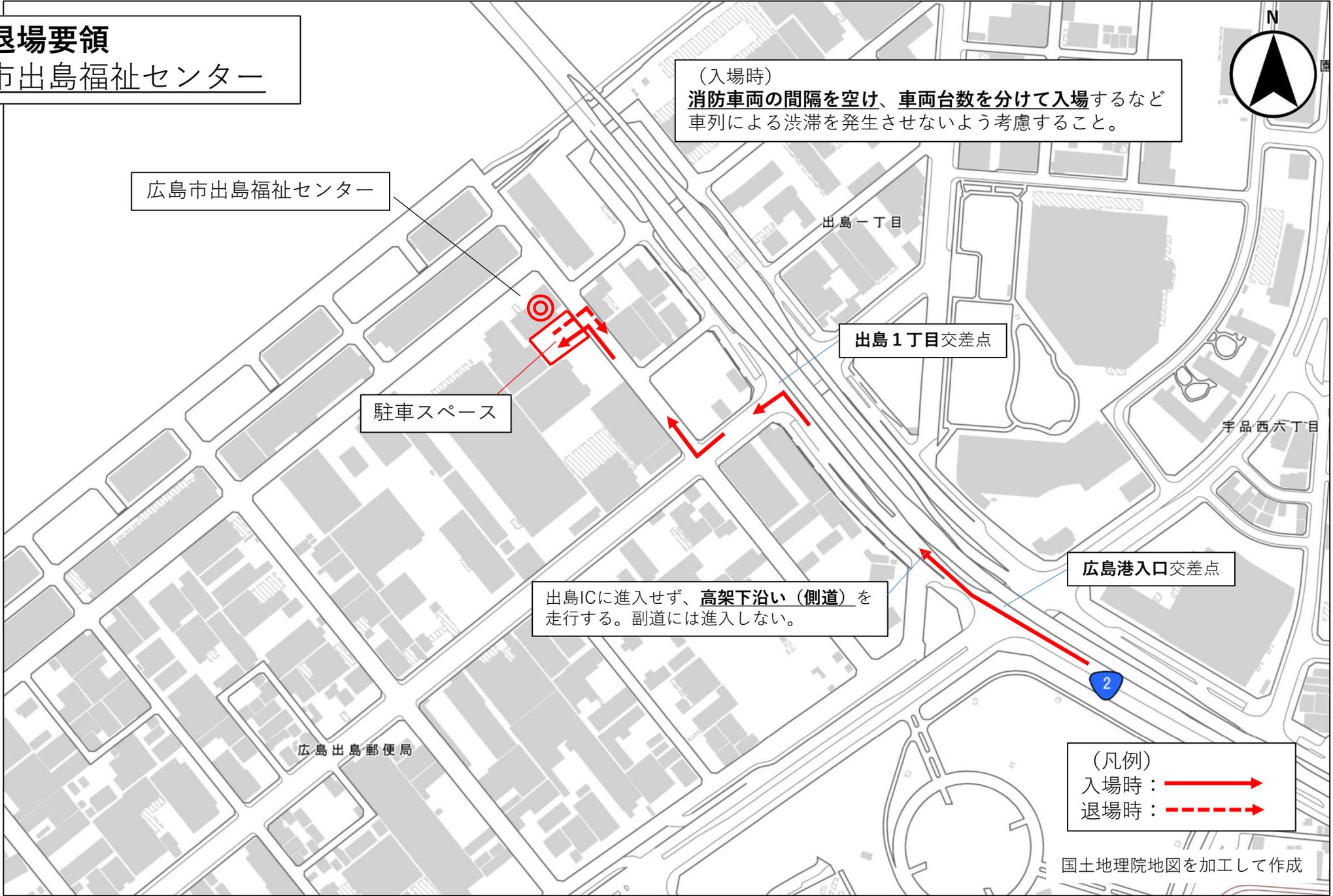
宇品西六丁目

広島港入口交差点

出島ICに進入せず、高架下沿い(側道)を
走行する。副道には進入しない。

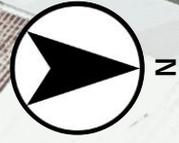
(凡例)
入場時： 
退場時： 

広島出島郵便局

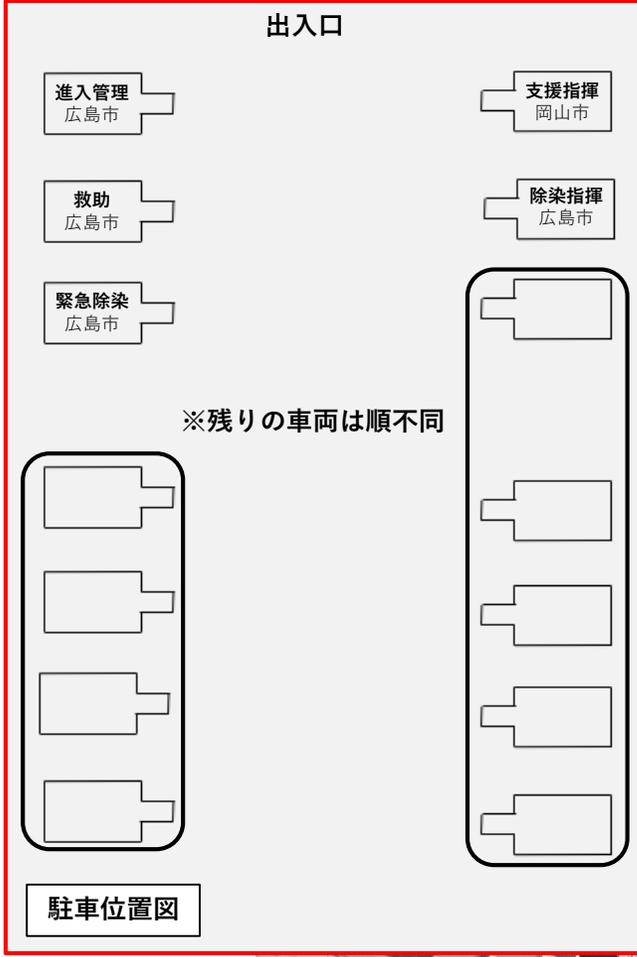


車両入退場要領

広島市出島福祉センター



(入場時)
消防車両の間隔を空け、車両台数を分けて入場するなど
車列による渋滞を発生させないように考慮すること。



(凡例)
 入場時：
 退場時：